

第 **2** 期

上尾市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



**令和2年3月
上尾市**

はじめに

わが国は少子化が長期的に続いており、平成初期からは国内総人口が減少に転じています。人口減少に歯止めをかけるため、安定した雇用の創出や若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現など具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定や子ども・子育て関連3法などの法整備を行い、国レベルで解決すべき課題に取り組んでいます。

本市においては、平成27年に「第1期上尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊活・妊娠から子育て期に切り切れ目なくサポートする子育て世代包括支援センター（あげお版ネウボラ）の立ち上げや保育定員の拡大など、次世代を担う子どもの育ちを支援するため、さまざまな施策を講じてきました。

一方で、子育てに不安・孤独感を抱える家庭や支援の行き届かない家庭が潜在するほか、幼児教育・保育の無償化や働き方改革の推進などにより、子育て支援サービスの需要はより一層高まることが予想されます。

このような状況の中、実態に即した支援に取り組むため、第1期計画の「安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちづくり」という基本理念を継承しつつさらに発展させた「第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

市民の皆様のニーズを反映した本計画に基づき、関係機関や地域の皆様と手を携えて、安心して子育てしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました上尾市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様や関係各位に心より感謝を申し上げます。

令和2年3月

上尾市長 **富山 稔**



目次

第1章 計画策定の趣旨	3
第1節 計画策定の背景・目的	3
第2節 計画の性格と位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	5
第2章 上尾市の子育て環境の現状と課題	9
第1節 人口・人口推計	9
第2節 世帯の状況	15
第3節 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の状況	18
第4節 主な子育て支援サービスの状況	20
第5節 アンケート調査結果の概要	25
第6節 第1期計画の進捗評価	37
第7節 上尾市の現状からみた課題	41
第3章 計画の基本的な考え方	45
第1節 基本理念	45
第2節 基本目標	46
第3節 施策体系	47
第4章 基本目標と事業の展開	51
基本目標1 就学前の親子への支援の充実	51
基本目標2 子どもの笑顔を育む環境づくり	61
基本目標3 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援	69
基本目標4 子育てを応援する環境づくり	75
第5章 量の見込みと確保方策	82
第1節 教育・保育提供区域の設定	82
第2節 教育・保育の量の見込み及び確保方策等	87
第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等	95

第6章 計画の推進.....	106
第1節 計画の推進体制.....	106
第2節 計画の進行管理.....	107
資料編.....	110
第1節 策定の経過.....	110
第2節 上尾市子ども・子育て会議条例.....	111
第3節 上尾市子ども・子育て会議委員名簿.....	113
第4節 上尾市子ども憲章.....	114
第5節 用語解説.....	115

第1章 計画策定の趣旨



第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景・目的

わが国の少子化は急速に進行しており、本市の平成31年1月1日現在の総人口は228,519人、そのうち0～11歳の児童人口は21,737人で、平成27年の総人口は227,897人、そのうち0～11歳の児童人口は23,009人であり、総人口は微増していますが、児童人口は1,272人の減少となっています。少子化が進行している理由として、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、「子ども・子育て支援新制度」では「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

平成29年には、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定し、「全世代型の社会保障」の一環として、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世代の費用負担に係る大きな変化となっています。この変化に伴い、少子化対策に限らず、女性の社会進出の促進や、教育・保育事業へのニーズの増大なども予測されることから、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本市では、平成27年3月に策定した「第1期上尾市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が平成31年度に終了することから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに、令和2年度から令和6年度の5か年を計画期間とする「第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定したものです。

第2節 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、並びに母子の健康づくりに係る「母子保健計画」を一体のものとして策定したものです。

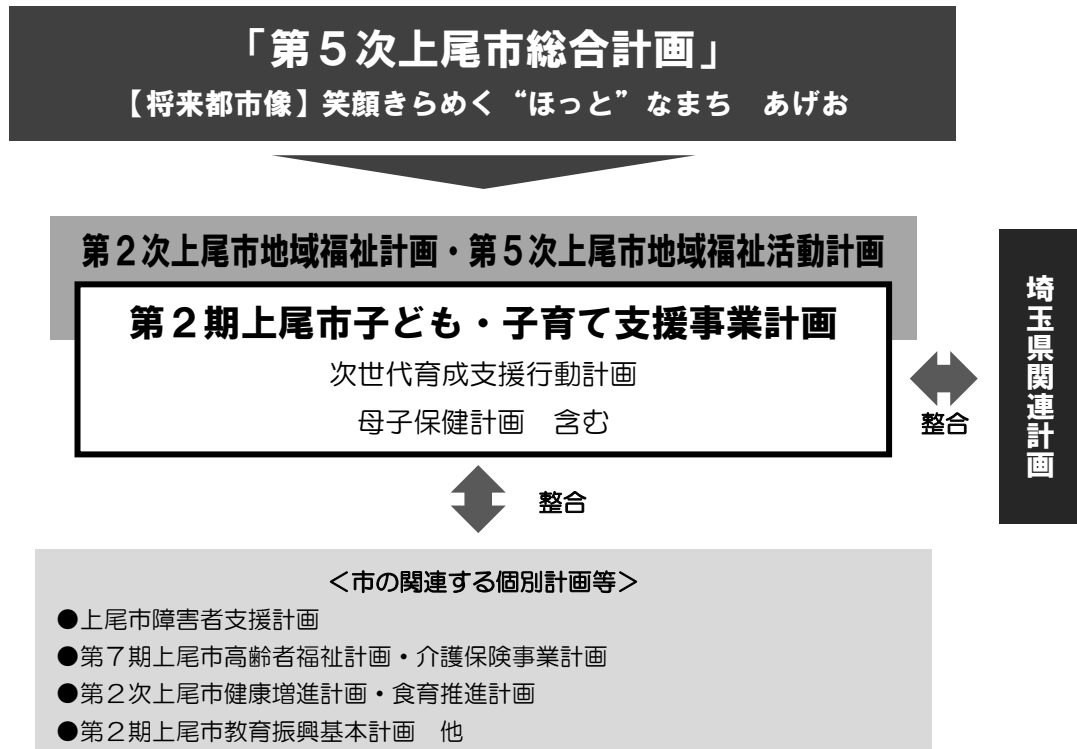
■ 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していく新しい仕組みです。

そのため、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、計画的な事業や施設などの実施、整備を図るためのものです。

本計画は、本市の最上位計画である「第5次上尾市総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に関係する本市の各分野の計画と連携・整合を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第5次上尾市総合計画（基本構想・基本計画）						見直し			
	第2次上尾市地域福祉計画 ・第5次上尾市地域福祉活動計画					見直し			
第1期上尾市 子ども・子育て支援事業計画					第2期上尾市 子ども・子育て支援事業計画				
				見直し	必要により適宜見直し →				見直し

第4節 計画の策定体制

1. 上尾市子ども・子育て会議の開催

本計画の策定に当たっては、法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、関係機関、関係団体、学識経験者などで構成する「上尾市子ども・子育て会議」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

2. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、より幅広いニーズを把握するため、就学前児童・就学児童の保護者や13～49歳の市民を対象に調査を実施した結果を計画に反映しました。

3. パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和元年12月2日から12月27日の期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第2章 上尾市の子育て環境の現状と課題



第2章 上尾市の子育て環境の現状と課題

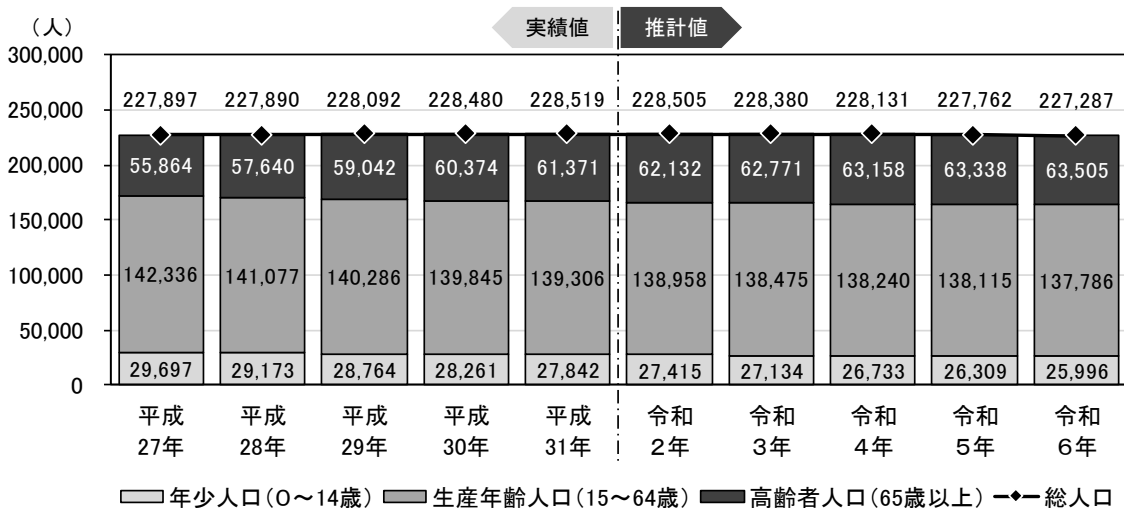
第1節 人口・人口推計

1. 総人口の推移と推計

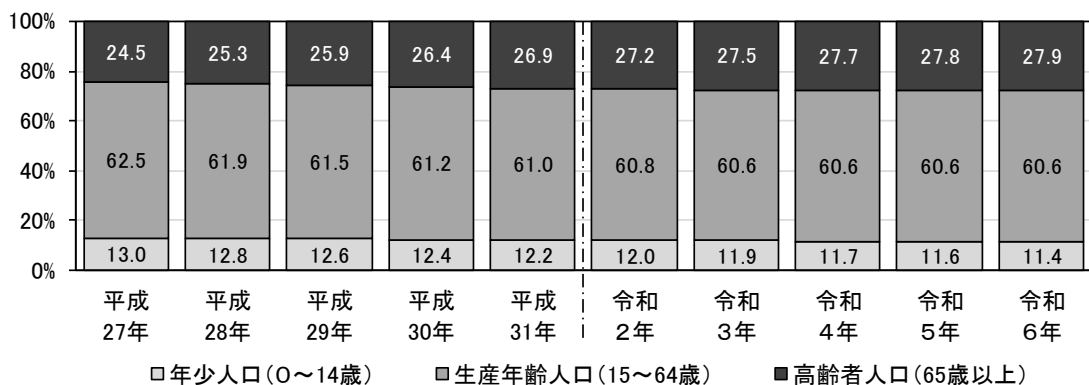
本市の総人口は、ゆるやかな増加傾向で推移し、平成31年で228,519人と、平成27年の227,897人と比べて622人の増加となっています。計画期間である令和2年からは減少に転じ、令和6年には227,287人になることが予測されます。

年齢3区分別の人口は、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けると予測されます。

【総人口の推移と推計】



【年齢3区分別人口構成の推計】

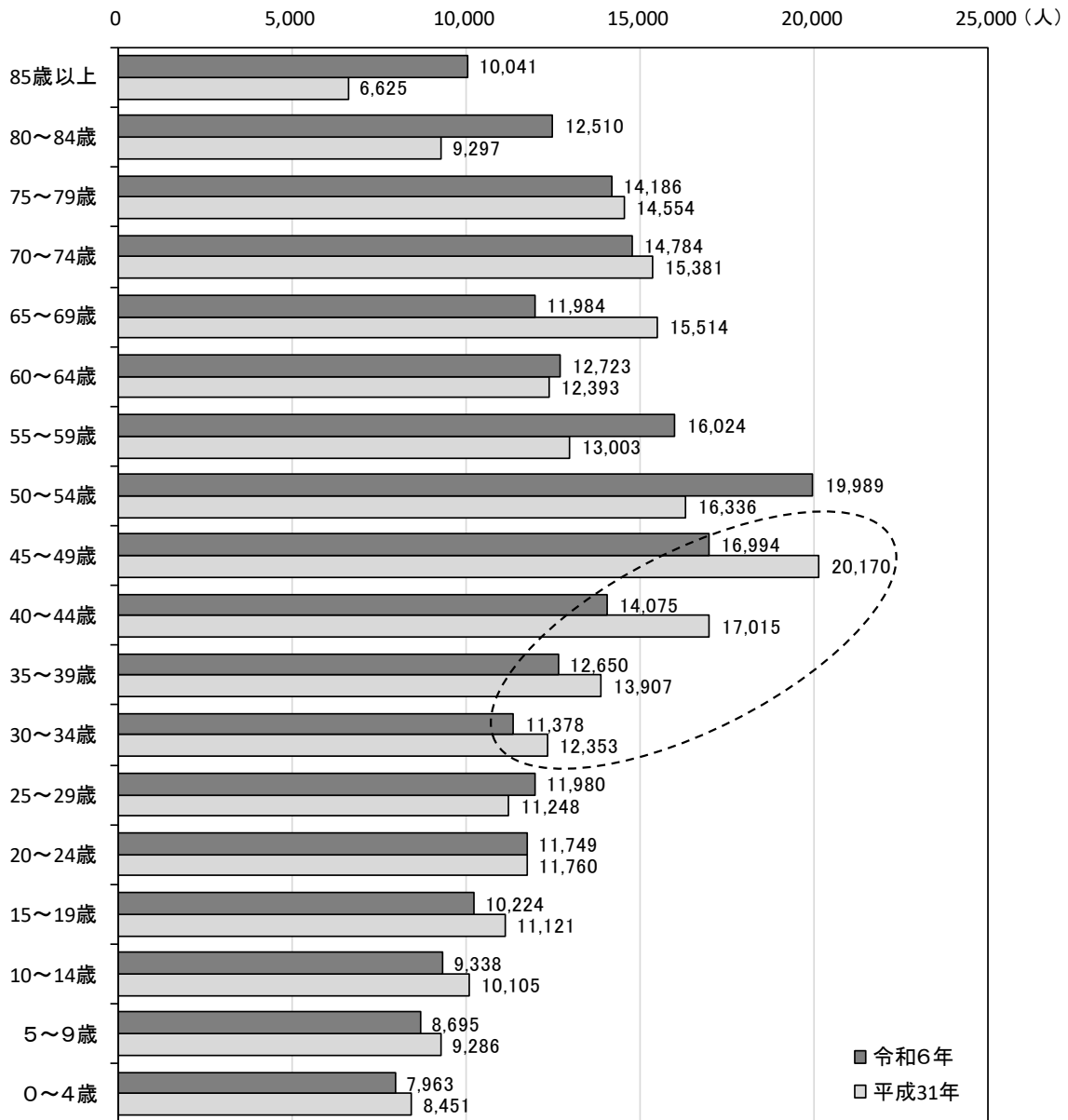


資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）
令和2年以降はコーホート変化率法による推計値

2. 5歳階級別の人口構成

本市の5歳階級別の人口構成をみると、平成31年から令和6年にかけて、30歳から49歳の各年齢層で人口の大幅な減少が予測されます。

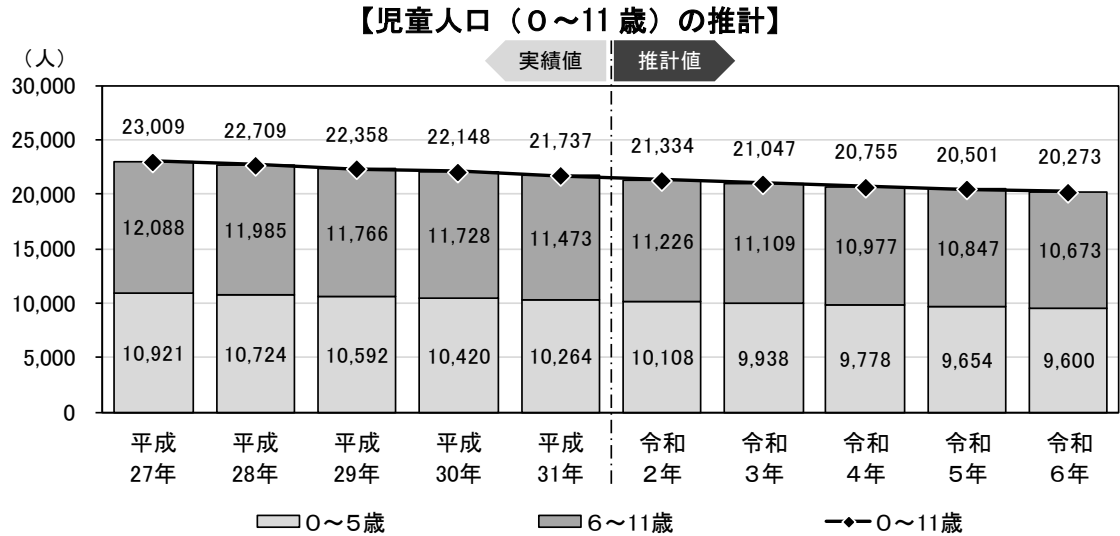
【5歳階級別の人口構成の推移】



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（平成31年1月1日現在）
令和6年の推計値はコーホート変化率法による推計値

3. 児童人口の推計

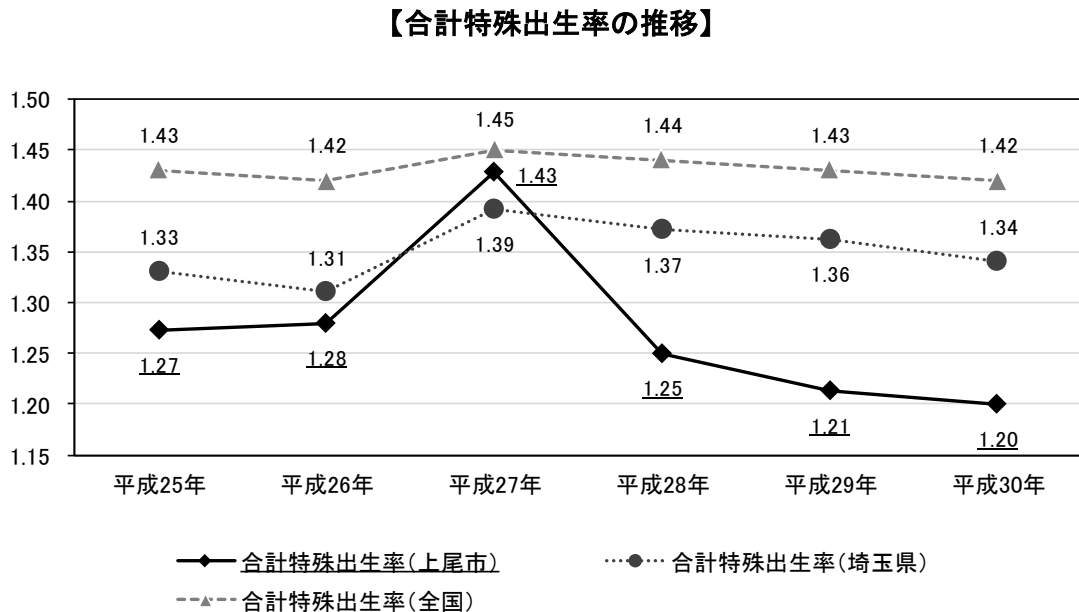
本市の0～11歳の児童人口は、令和2年から令和6年にかけて、減少傾向で推移し、令和6年で20,273人と、平成31年の21,737人と比べて1,464人の減少が予測されます。



資料：埼玉県町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）
令和2年以降はコーホート変化率法による推計値

4. 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成27年を除いて国や県の平均を下回っており、その平成27年以降は、減少傾向で推移し、平成30年には1.20となっています。



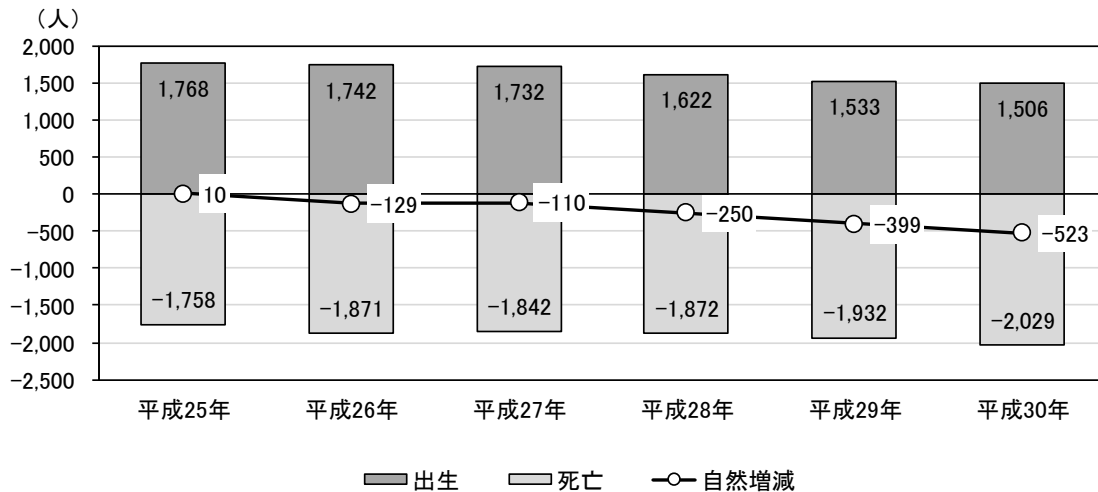
資料：人口動態総覧、埼玉県保健統計年報

5. 人口動態の推移

(1) 自然動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、平成26年以降マイナスで推移しており、平成30年は523人のマイナスとなっています。

【出生数及び死亡数の推移】

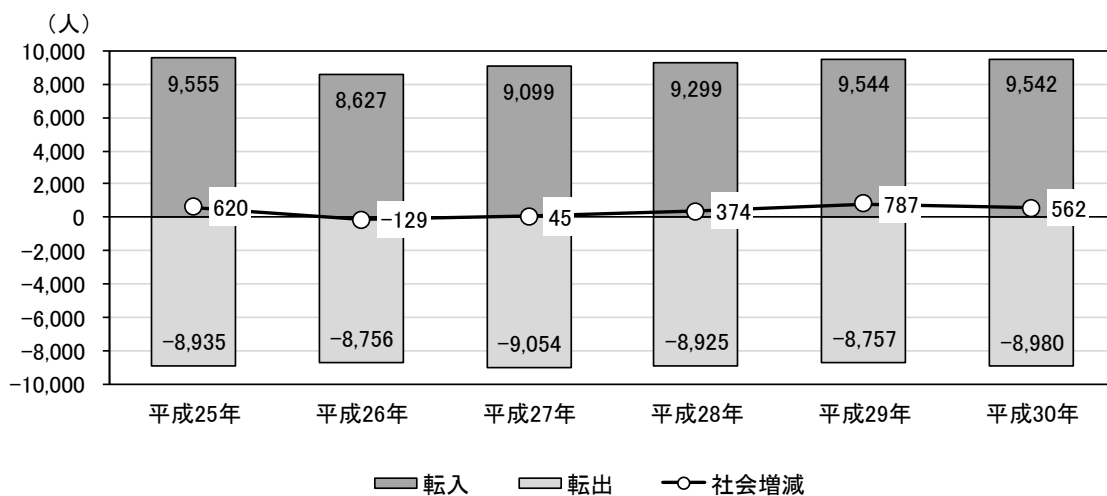


資料：統計あげお

(2) 社会動態の推移

社会動態（転入・転出による人口動態）は、平成27年以降プラスで推移しており、平成30年は562人のプラスとなっています。

【転入者数及び転出者数の推移】

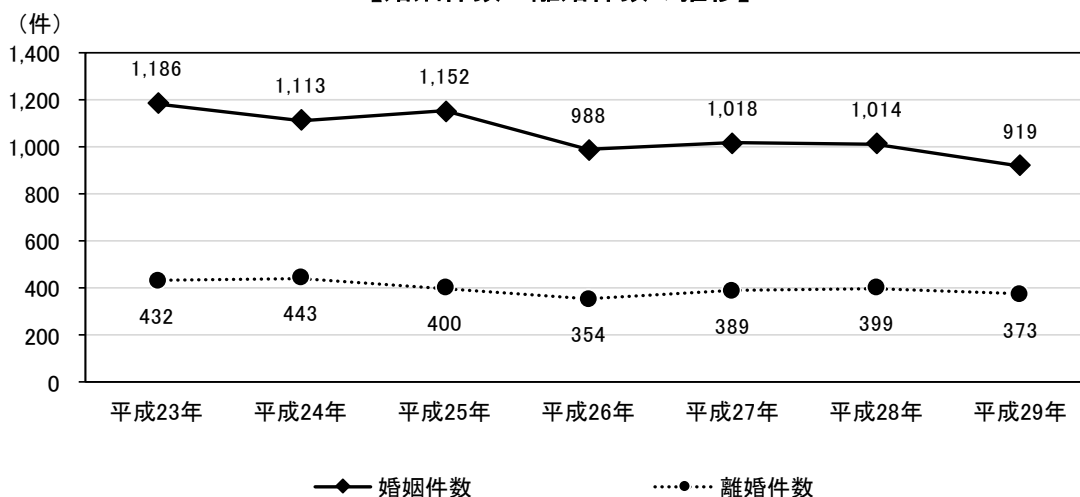


資料：統計あげお

6. 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成29年で919件と平成23年の1,186件と比べて267件の減少となっています。離婚件数は、おおむね横ばいで推移し、平成29年で373件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

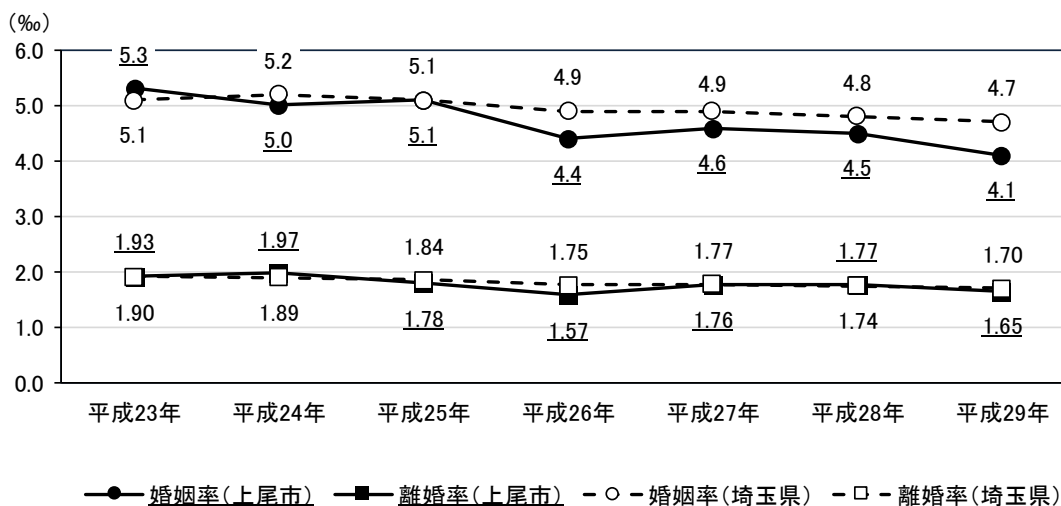


資料：埼玉県保健統計年報

7. 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、埼玉県を下回る数値で推移し、平成29年は4.1となっています。離婚率は、埼玉県とおおむね同等の数値で推移し、平成29年は1.65となっています。

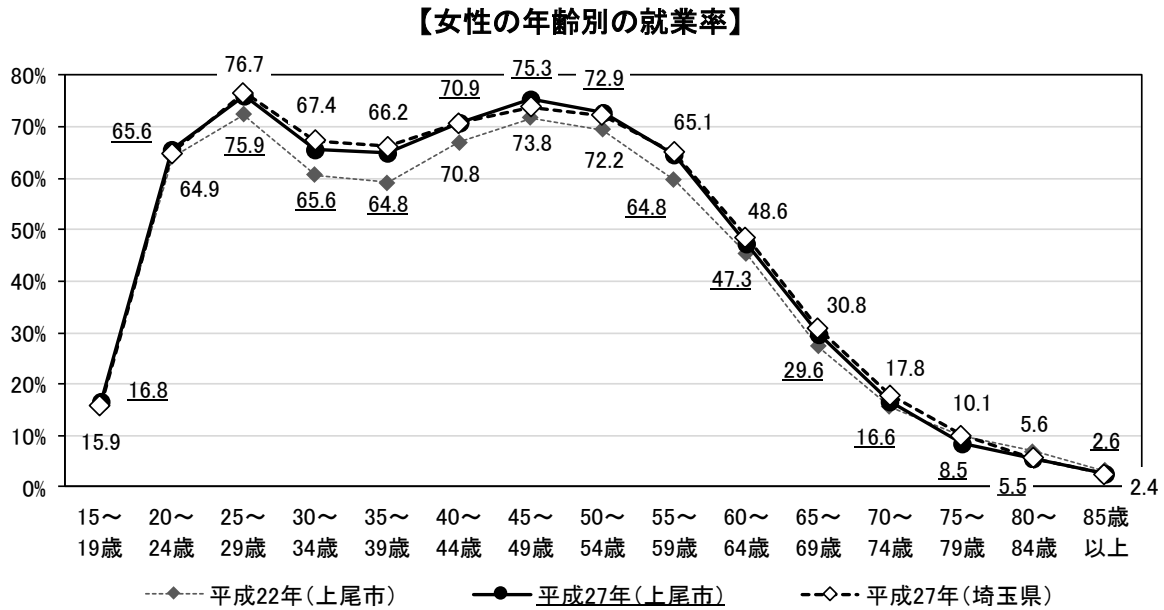
【人口千対の婚姻率・離婚率の推移】



資料：埼玉県保健統計年報

8. 女性の就労状況

本市の女性の就業率をみると、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」は、平成22年から平成27年にかけて、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられるものの、依然として30歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がみられます。埼玉県と比較すると、ほぼ同様の傾向となっています。



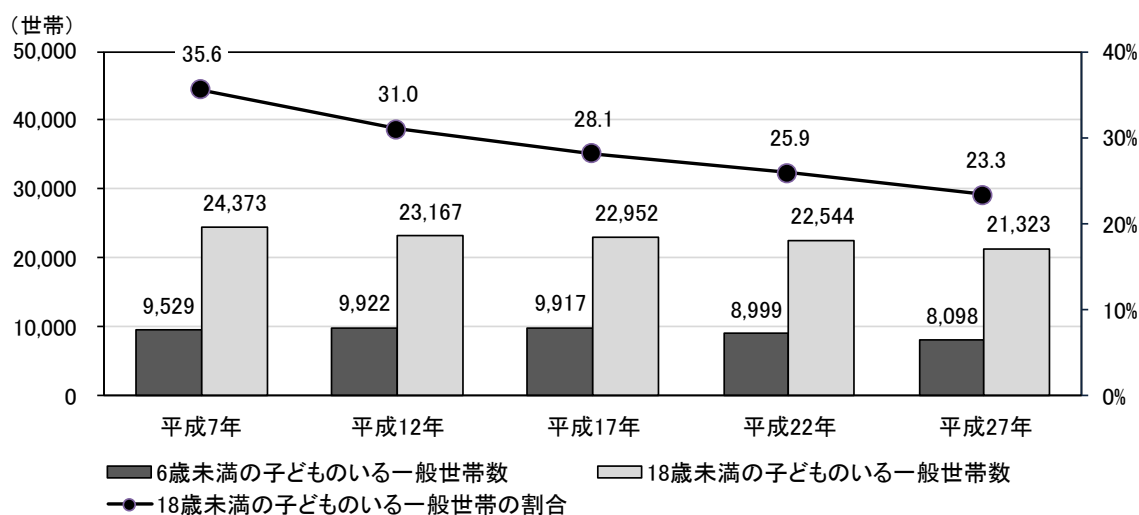
資料：国勢調査（数値は平成27年の上尾市と埼玉県のみ表示）

第2節 世帯の状況

1. 子どものいる世帯の状況

一般世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、平成7年から平成27年にかけて12.3ポイント低下しています。

【子どものいる世帯の状況】



資料：国勢調査

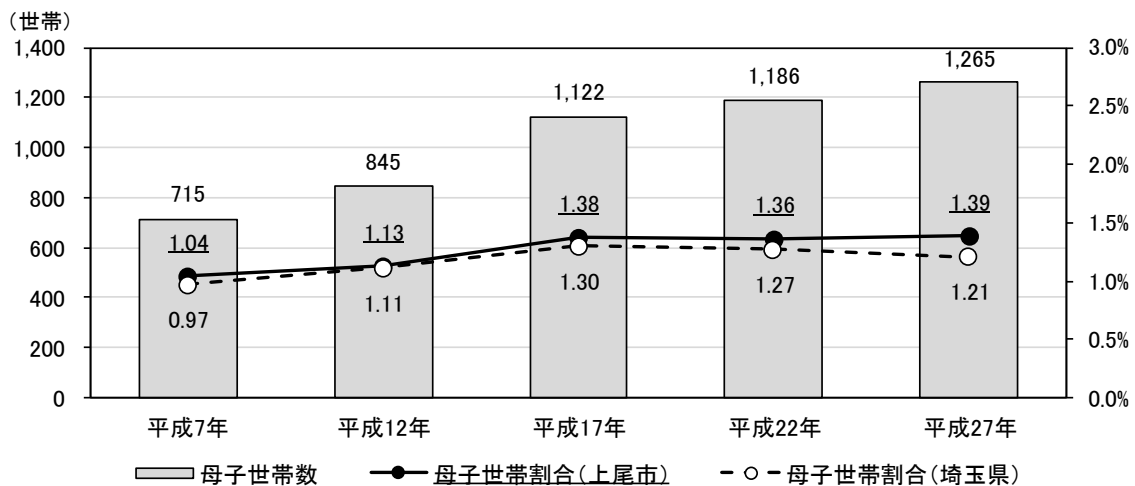
2. ひとり親世帯の状況

(1) 母子・父子世帯の推移

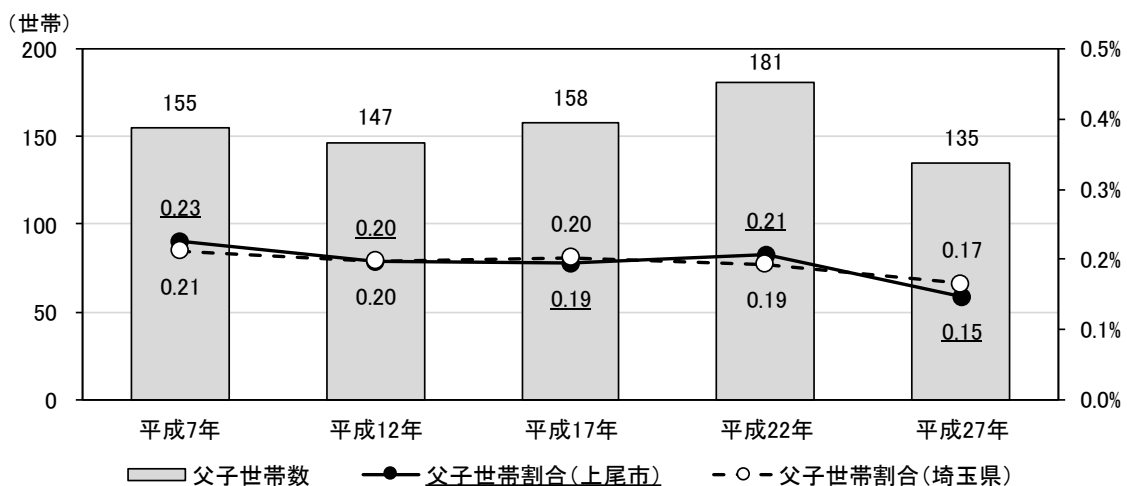
本市の母子世帯数は、平成7年から平成27年にかけて増加傾向で推移しており、平成27年で1,265世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、平成27年で1.39%となっており、埼玉県を上回る割合となっています。

本市の父子世帯数は、平成22年から平成27年にかけては減少傾向で推移しており、平成27年で135世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、平成27年で0.15%となっており、埼玉県を下回る割合となっています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】



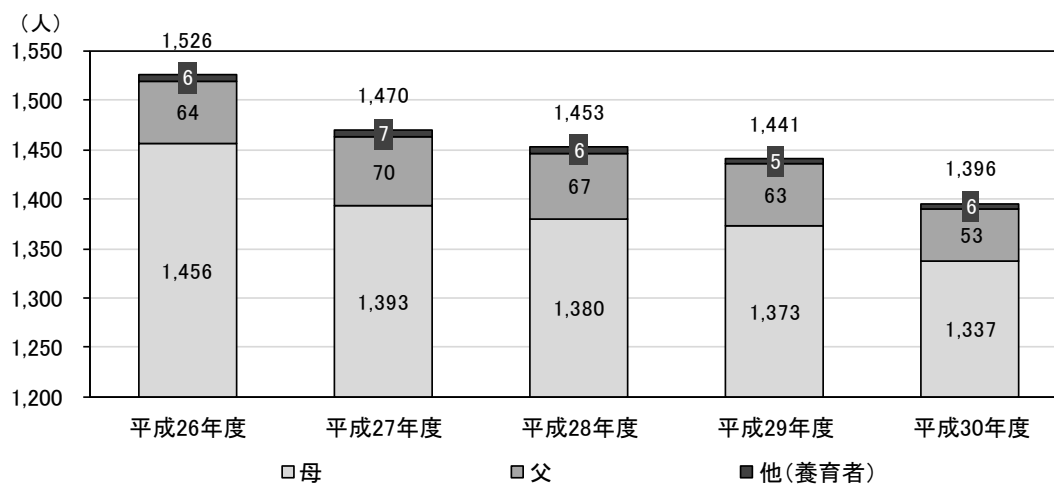
資料：国勢調査

※母子世帯及び父子世帯とは、核家族世帯のうち、未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯をいいます。

(2) 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数は、平成26年度から平成30年度にかけて減少傾向で推移しており、平成30年度で1,396人と、平成26年度の1,526人と比べて130人の減少となっています。

【児童扶養手当受給者数の推移】



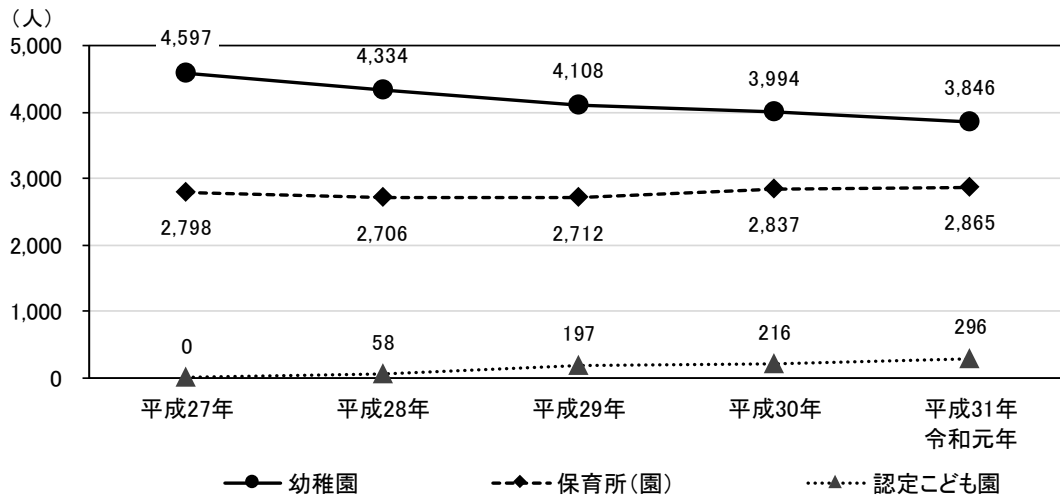
資料：上尾市（各年3月末日現在）

第3節 幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の状況

1. 幼稚園・保育所（園）・認定こども園の児童数の推移

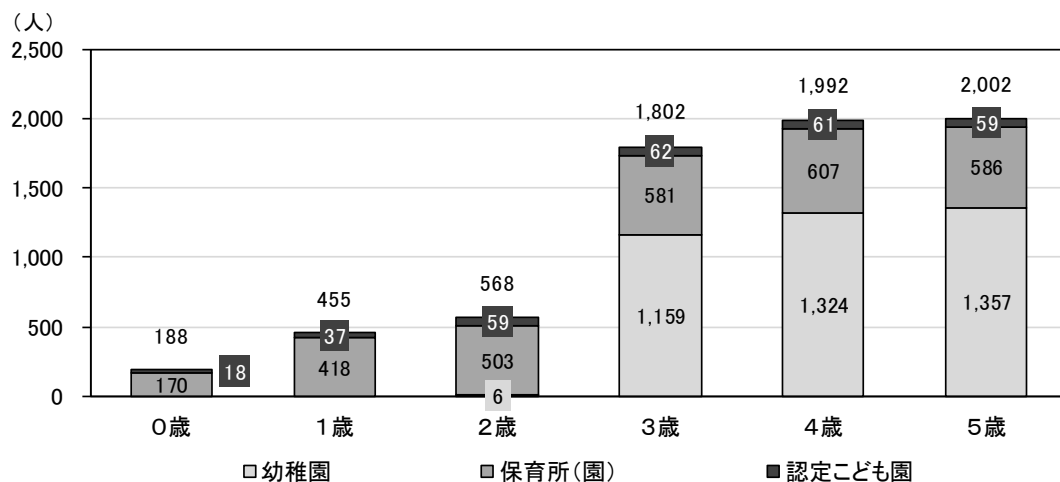
平成31年4月現在、市内には、幼稚園が18園、保育所（園）が36園、認定こども園が4園あり、約7,000人の児童が在籍しています。幼稚園における児童数は減少傾向で推移していますが、児童人口の減少や幼稚園の認定こども園への移行、女性就業率の上昇に伴う保育ニーズの増加等が影響しています。

【幼稚園・保育所（園）・認定こども園の児童数の推移（市外からの受入も含む）】



資料：保育課（各年4月1日現在）、学校基本調査（各年5月1日現在）

【幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う年齢別児童数（平成31年・令和元年）】

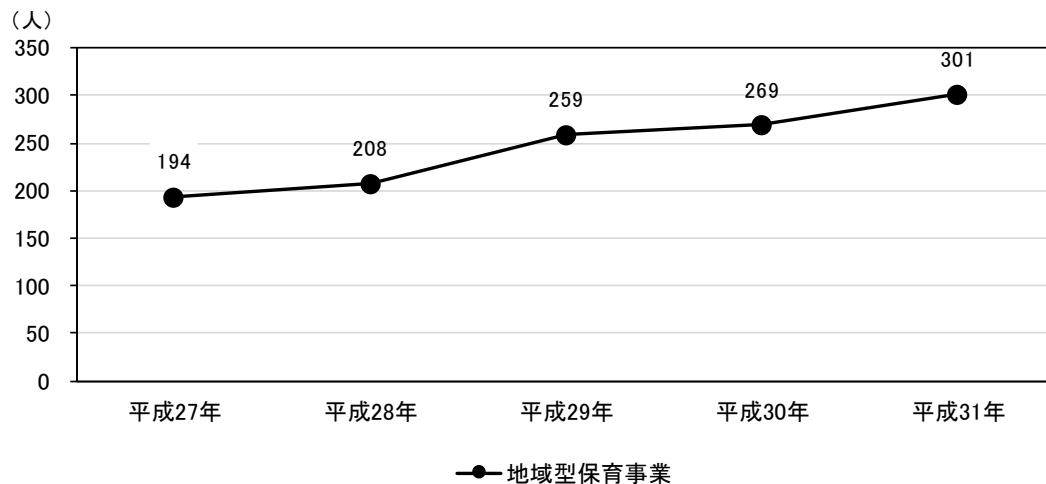


資料：保育課（平成31年4月1日現在）、学校基本調査（令和元年5月1日現在）

2. 地域型保育事業を利用している児童数の推移

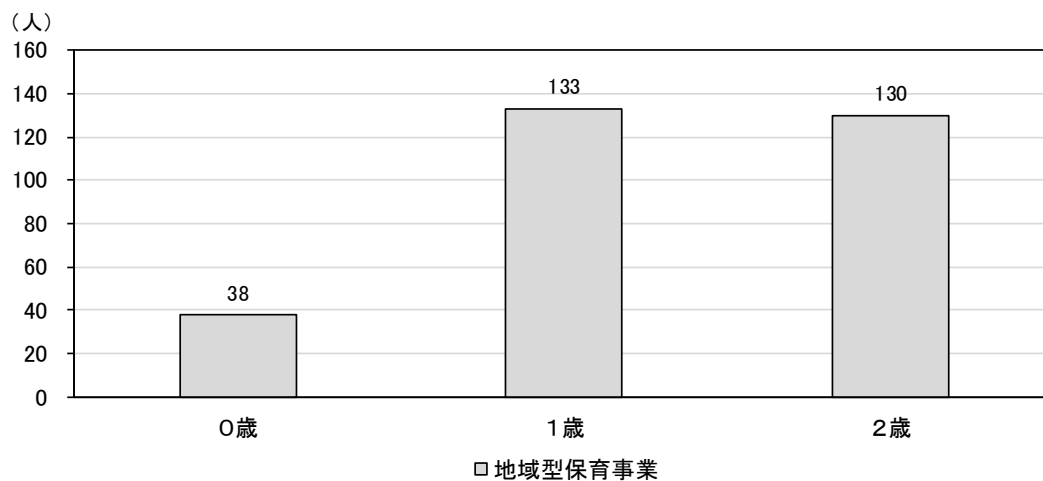
地域型保育事業を利用している児童数は、平成27年から平成31年にかけて増加傾向で推移しており、平成31年4月現在で301人と、平成27年の194人から107人の増加となっています。

【地域型保育事業を利用している児童数の推移】



資料：保育課（各年4月1日現在）

【地域型保育事業を利用している年齢別児童数（平成31年）】



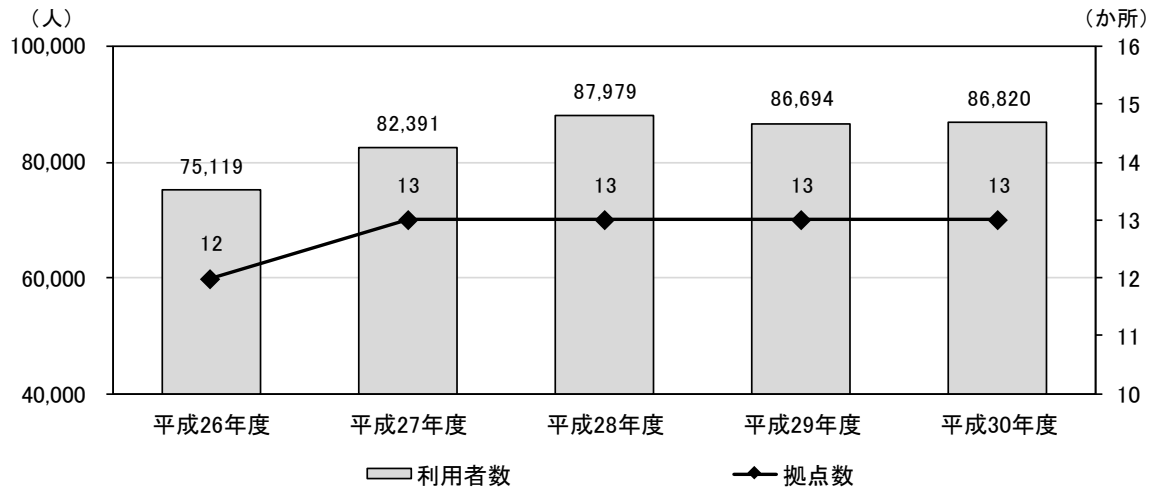
資料：保育課（平成31年4月1日現在）

第4節 主な子育て支援サービスの状況

1. 地域子育て支援拠点事業

平成31年4月現在、上尾市子育て支援センターをはじめ、市内の保育所（園）や認定こども園など13か所に地域子育て支援拠点が設置されており、子育てに関する講座やイベント、育児相談を行っています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

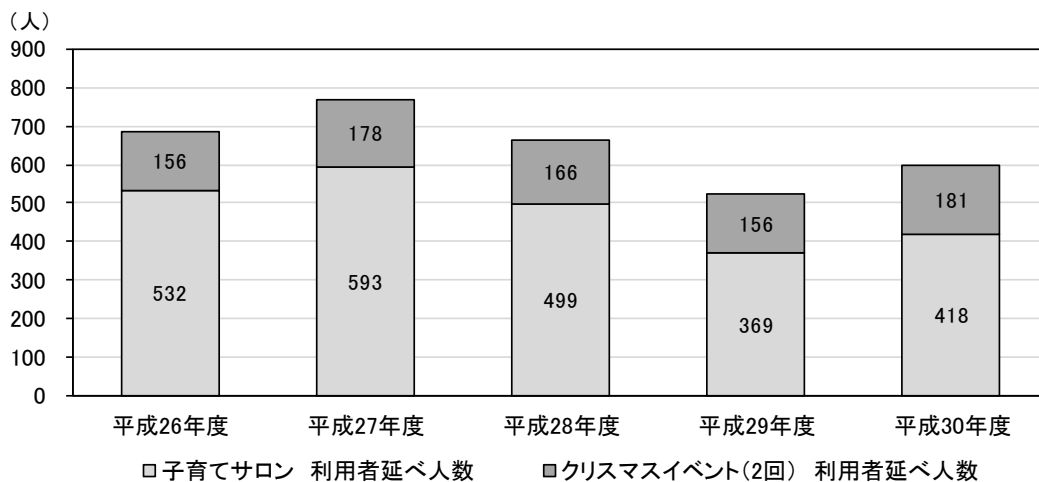


資料：子ども支援課

2. 子育てサロン

平成31年4月現在、大石公民館及び文化センターで、乳幼児と保護者の交流の場として主任児童委員による子育てサロンを行っています。また、クリスマスの時期に児童館2か所でクリスマスイベントを行っています。

【子育てサロンの利用状況】



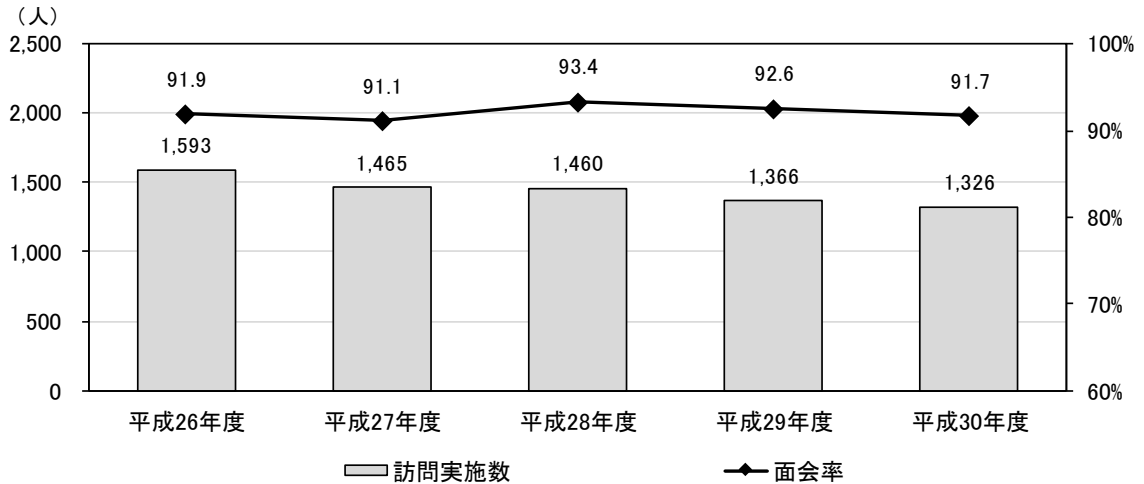
資料：子ども支援課

※クリスマスイベントは児童館との共催事業です。

3. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

市内のすべての乳児のいる家庭を対象として、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施しています。育児に関する様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、家庭と地域社会をつなぐ最初の機会を提供しています。

【乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の利用状況】

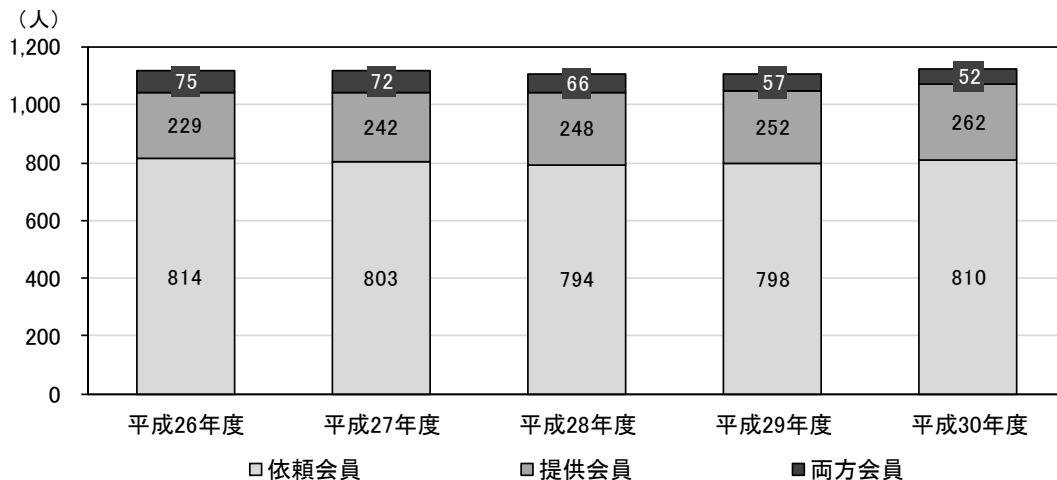


資料：健康増進課

4. ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）を会員とした組織で、0歳から小学校6年生までを対象に会員間の相互援助を行っています。会員数は年々増加していますが、依頼会員に対して提供会員が少ない状況にあります。

【ファミリー・サポート・センター事業の利用状況】

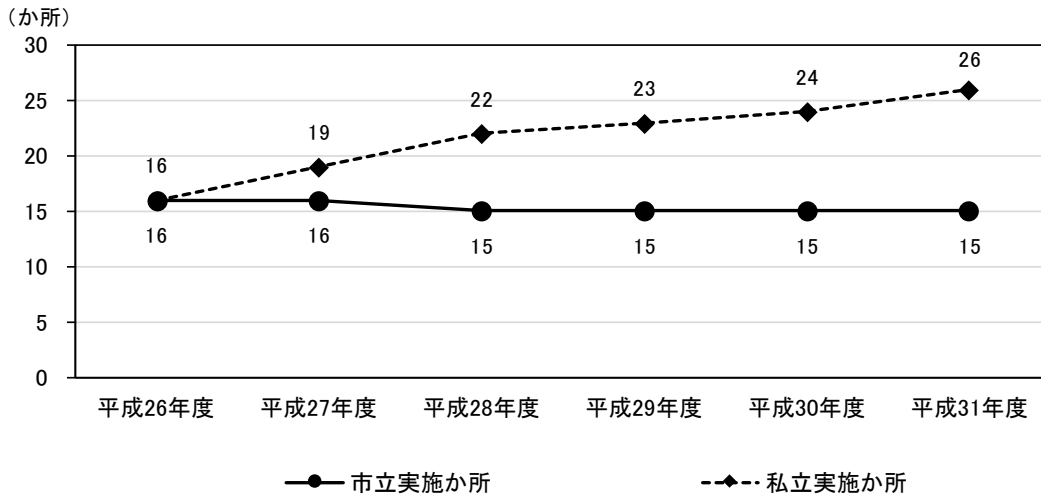


資料：子ども支援課、上尾市社会福祉協議会

5. 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化及び通勤時間の増加等に対応し、平成31年4月現在、市立保育所15か所と私立保育園、認定こども園26か所の41か所で延長保育を実施しています。

【延長保育事業（時間外保育事業）の実施状況】

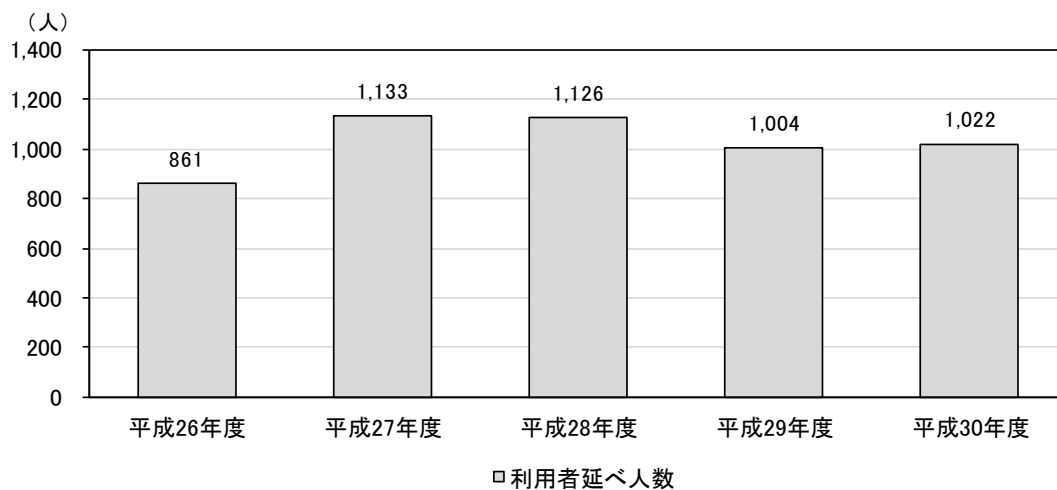


資料：保育課

6. 病児・病後児保育事業

市内の病児・病後児保育は、平成31年4月現在、病院併設で2か所、保育園2か所で開催し、利用者（延べ人数）は1,000人前後で推移しています。

【病児・病後児保育事業の利用状況】

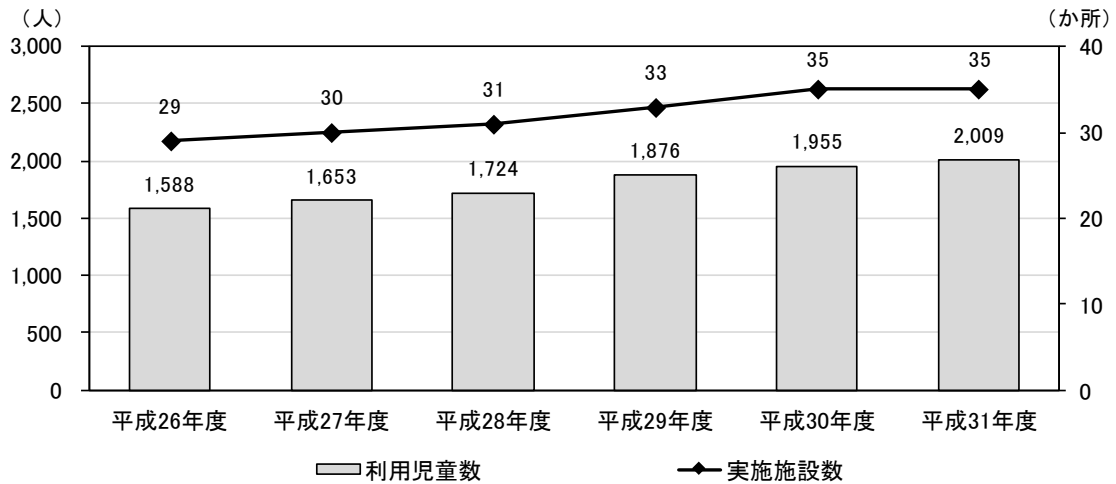


資料：保育課

7. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

平成31年4月現在、市内には、35か所（41クラス）の放課後児童クラブ（学童保育所）があり、利用児童数は2,000人を超えて増加傾向にあります。

【放課後児童クラブ（学童保育所）の利用状況】

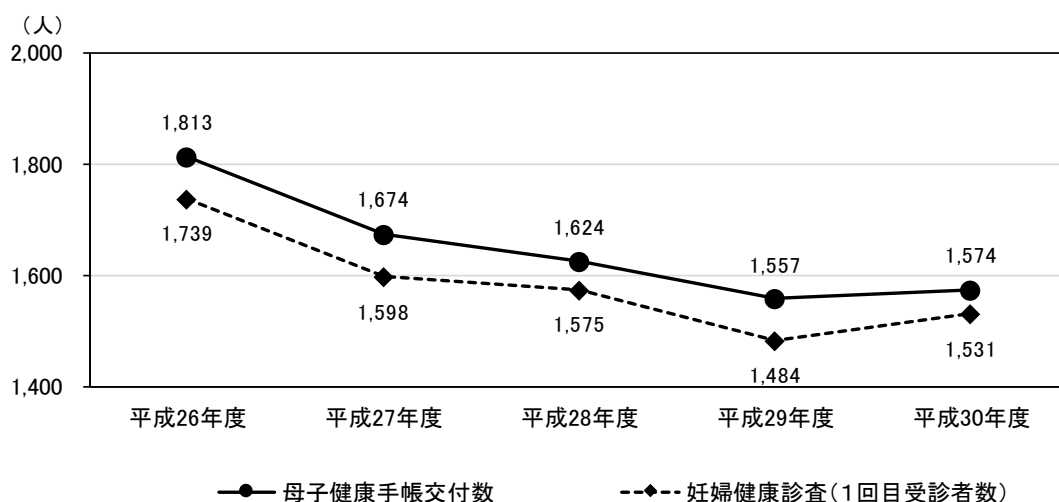


資料：青少年課

8. 妊娠中からの支援（母子健康手帳の交付、妊婦健康診査等）

妊娠中からの支援として、各種母子保健事業を実施しており、母子健康手帳の交付数、妊婦健康診査（1回目受診者数）ともに平成29年度までは減少傾向で推移していましたが、平成30度は微増となっています。

【妊娠中からの支援】



資料：健康増進課

9. 児童館

市内には2か所の児童館（アッピーランド、こどもの城）があり、幼児から中・高校生まで幅広く利用しています。

【児童館アッピーランドの利用状況】

年度	入館者数（子ども）				
	合計	乳幼児	小学生	中学生	高校生
平成 26 年度	65,111	37,090	22,921	3,769	1,331
平成 27 年度	65,994	36,467	23,378	5,281	868
平成 28 年度	66,560	35,785	24,659	5,247	869
平成 29 年度	70,233	38,143	25,231	4,919	1,940
平成 30 年度	71,707	38,758	24,662	5,832	2,455

資料：児童館アッピーランド

【児童館こどもの城の利用状況】

年度	入館者数（子ども）				
	合計	乳幼児	小学生	中学生	高校生
平成 26 年度	115,970	83,550	29,780	1,938	702
平成 27 年度	115,997	81,522	32,002	2,129	344
平成 28 年度	120,263	83,950	33,982	2,006	325
平成 29 年度	109,703	75,579	32,081	1,755	288
平成 30 年度	112,817	79,487	31,531	1,598	201

資料：児童館こどもの城

第5節 アンケート調査結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	調査対象者数	調査対象
①就学前児童	4,600人	市内在住の就学前児童を持つ保護者から無作為抽出
②就学児童	1,000人	市内在住の就学児童を持つ保護者から無作為抽出
③13～18歳の市民	600人	市内在住の13～18歳の市民から無作為抽出
④19～49歳の市民	1,000人	市内在住の19～49歳の市民から無作為抽出

(3) 実施概要

- 調査地域：上尾市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成30年11月30日～平成30年12月21日
(平成31年1月10日までに市に到着した分を計上)

(4) 回収結果

調査区分	発送数	回収数	回収率
①就学前児童	4,600通	2,915通	63.4%
②就学児童	1,000通	624通	62.4%
③13～18歳の市民	600通	285通	47.5%
④19～49歳の市民	1,000通	375通	37.5%
合計	7,200通	4,199通	58.3%

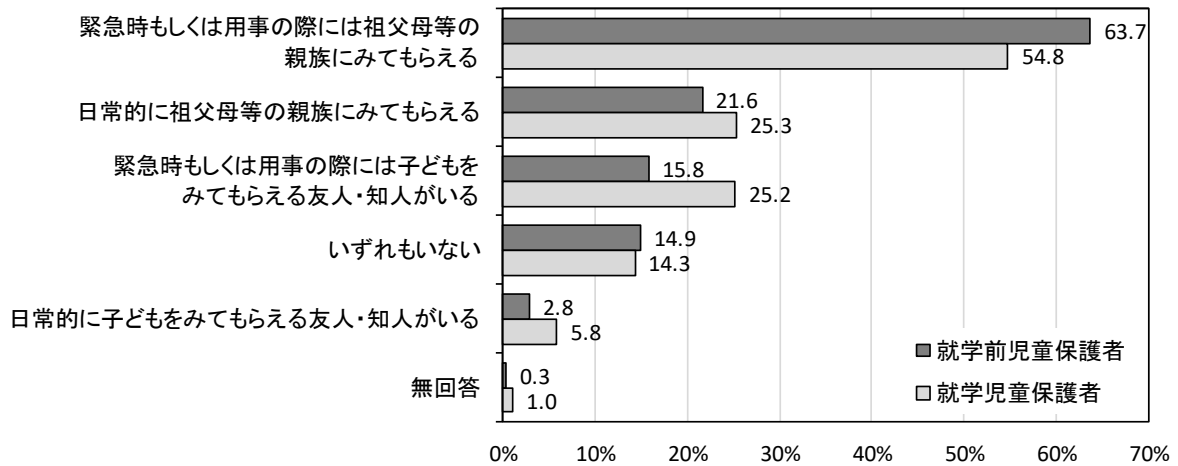
※調査結果の概要に記載のある「前回調査」とは、第1期計画策定の基礎調査として平成25年度に行った調査を指します。

※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

2. 調査結果の概要

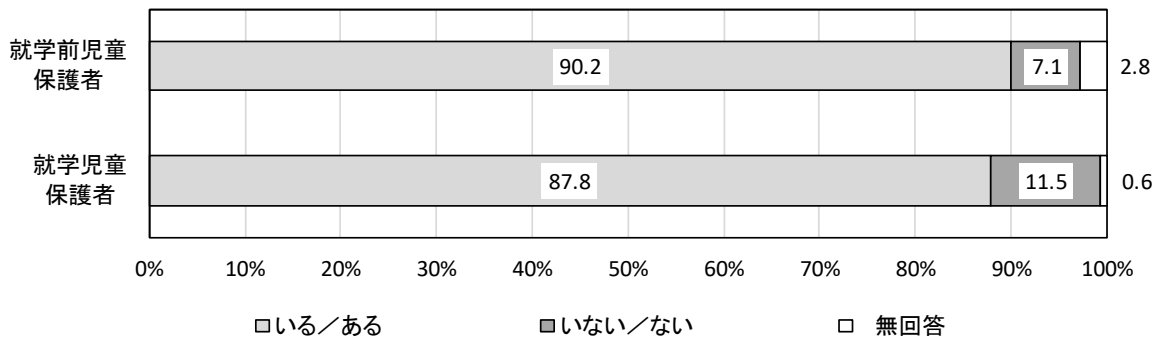
(1) 子どもをみてもらえる人の有無

子どもをみてもらえる人の有無は、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。また、「いずれもない」という回答が1割以上となっています。



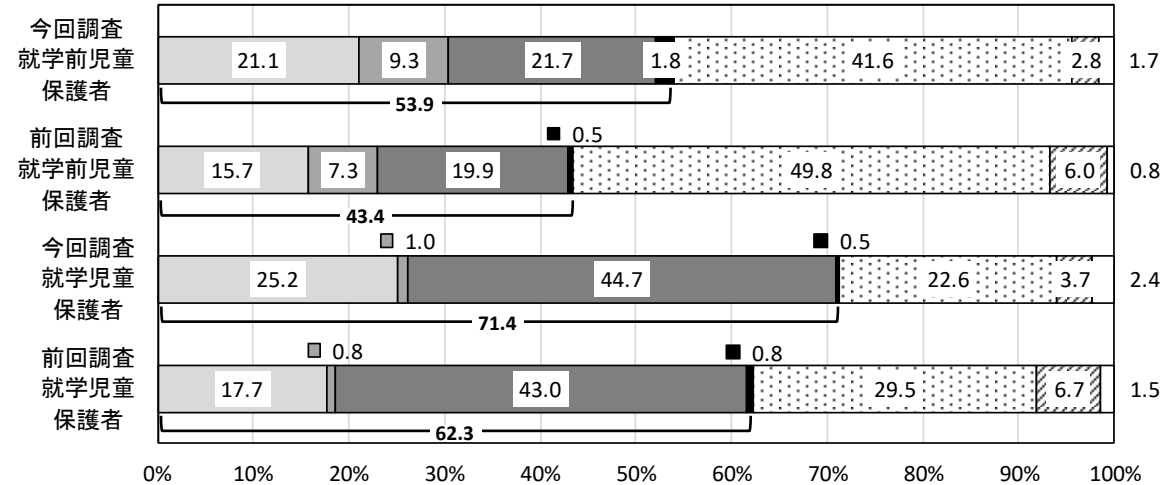
(2) 相談できる人、場所の有無

相談相手の有無については、「いる／ある」が多くを占める一方で、少数ではあるものの「いない／ない」という方がおり、就学児童保護者のほうが4.4ポイント上回っています。



(3) 母親の就労状況

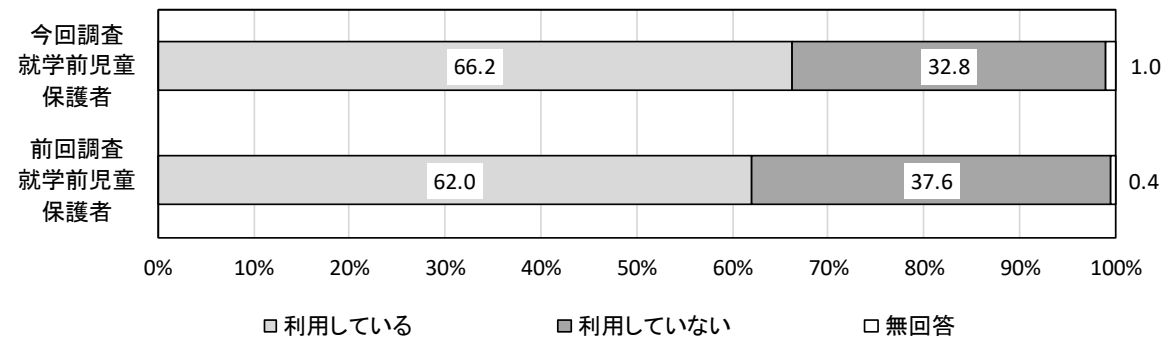
母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中に関わらず、フルタイムやパート・アルバイト等で『就労している』と回答した割合の合計を前回調査と比較すると、就学前児童保護者で 10.5 ポイント、就学児童保護者で 9.1 ポイント増加しており、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに就労している母親が増加している状況がうかがえます。



- 『就労している』
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
 - フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
 - パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
 - パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
 - 以前は就労していたが、現在は就労していない
 - これまで就労したことがない
 - 無回答

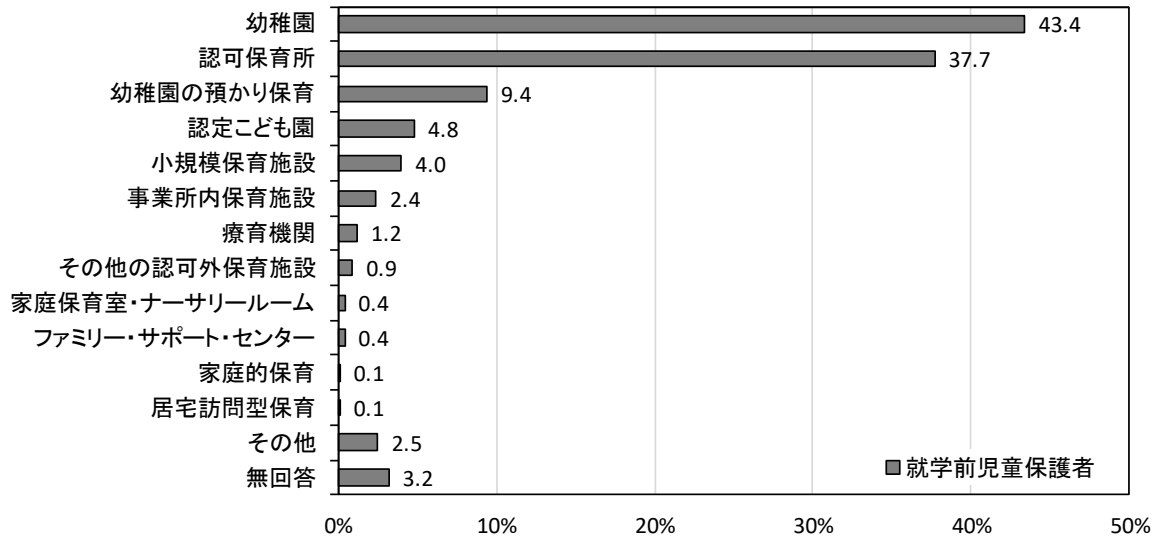
(4) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」と回答した割合は、今回調査では 66.2%と、前回調査より 4.2 ポイント増加しており、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加が影響していると考えられます。



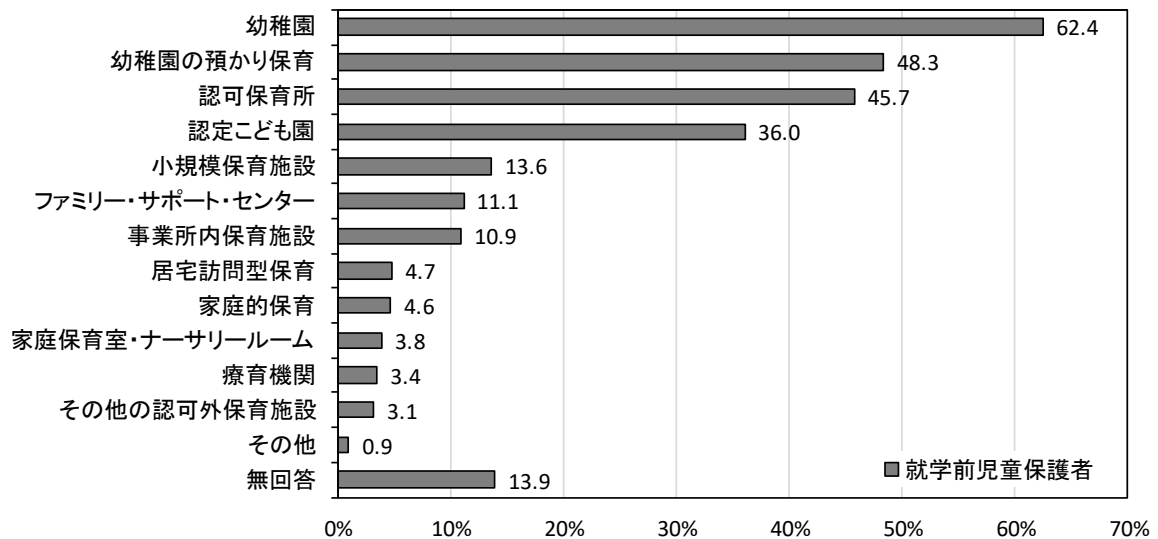
(5) 平日に定期的に利用している教育・保育事業

平日に定期的に利用している教育・保育事業については、「幼稚園」が4割以上で最も多く、次いで「認可保育所」が3割以上となっています。



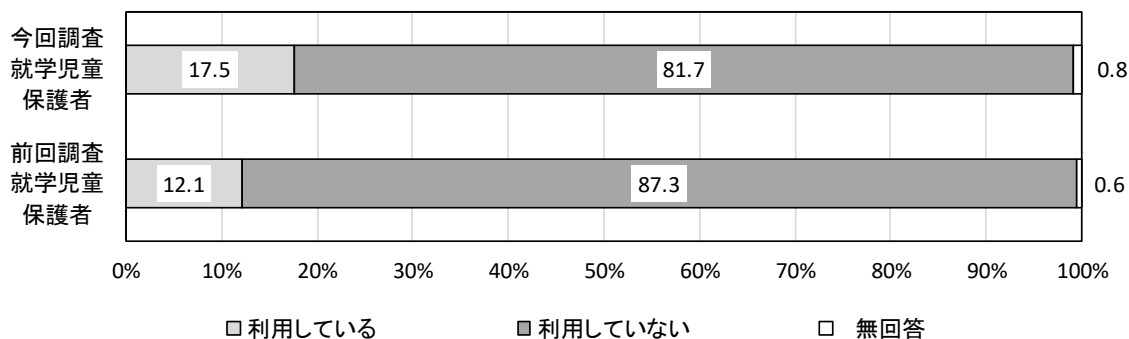
(6) 平日に定期的に利用したい教育・保育事業

平日に定期的に利用したい教育・保育事業については、「幼稚園」が6割以上で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所」が4割以上、「認定こども園」が3割以上となっています。



(7) 放課後児童クラブ（学童保育所）の利用

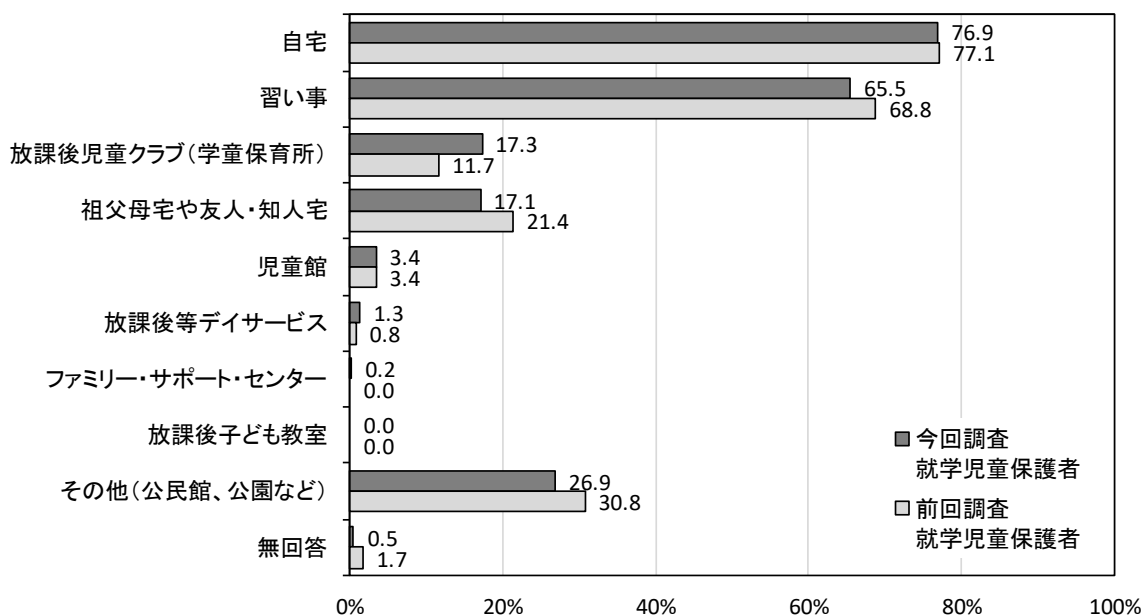
放課後児童クラブ（学童保育所）の利用状況について、「利用している」と回答した割合は、今回調査では17.5%と、前回調査より5.4ポイント増加しています。



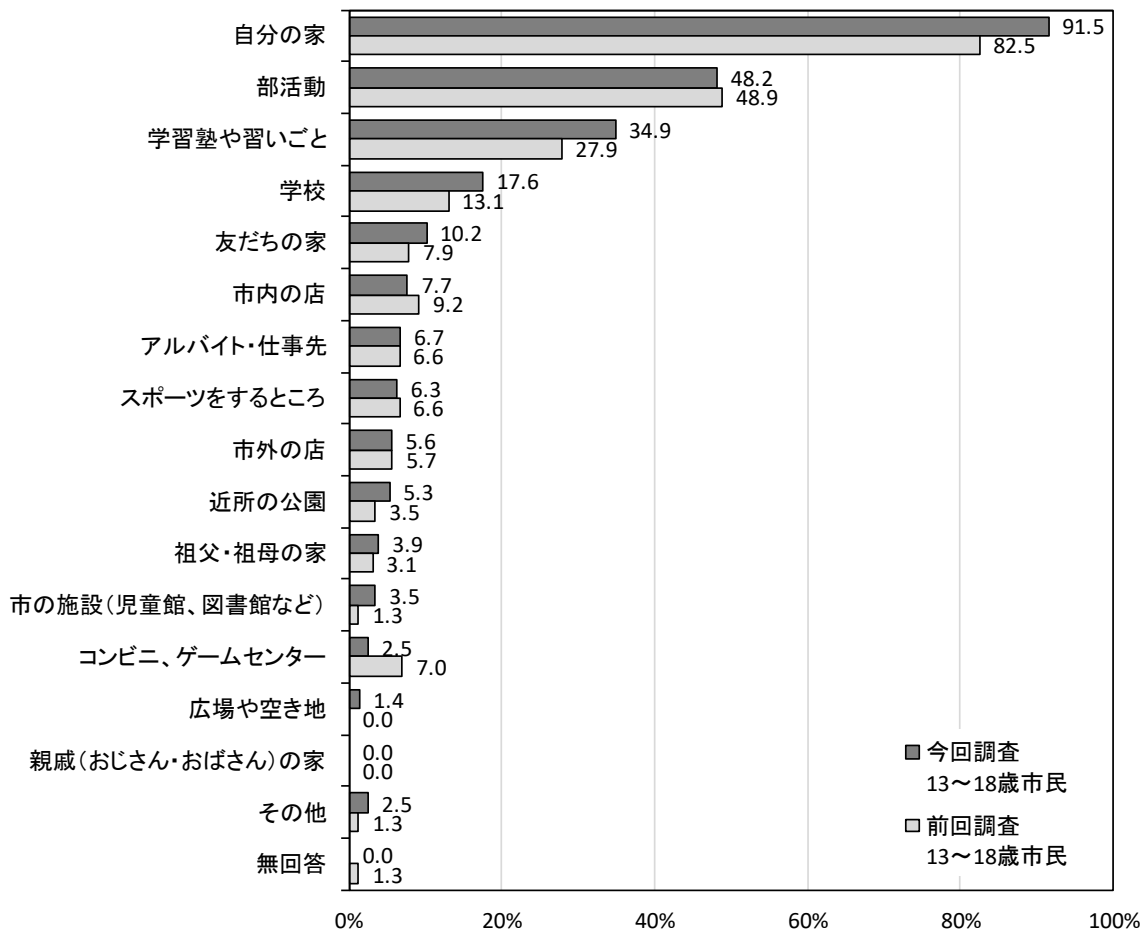
(8) 放課後の過ごし方

就学児童の放課後の過ごし方について、就学児童保護者では、「自宅」が7割以上で最も多く、次いで「習い事」が6割以上となっています。13～18歳市民では、「自分の家」が9割以上で最も高く、次いで「部活動」が48.2%となっています。

■放課後の過ごし方について（就学児童保護者）

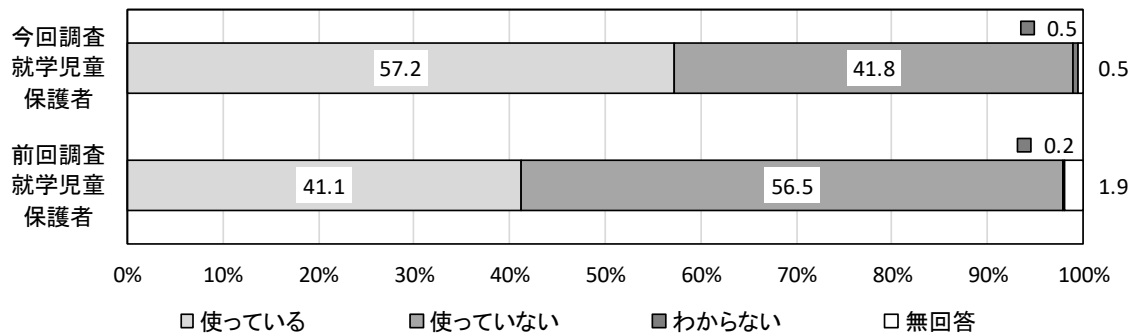


■放課後の過ごし方について（13～18歳市民）



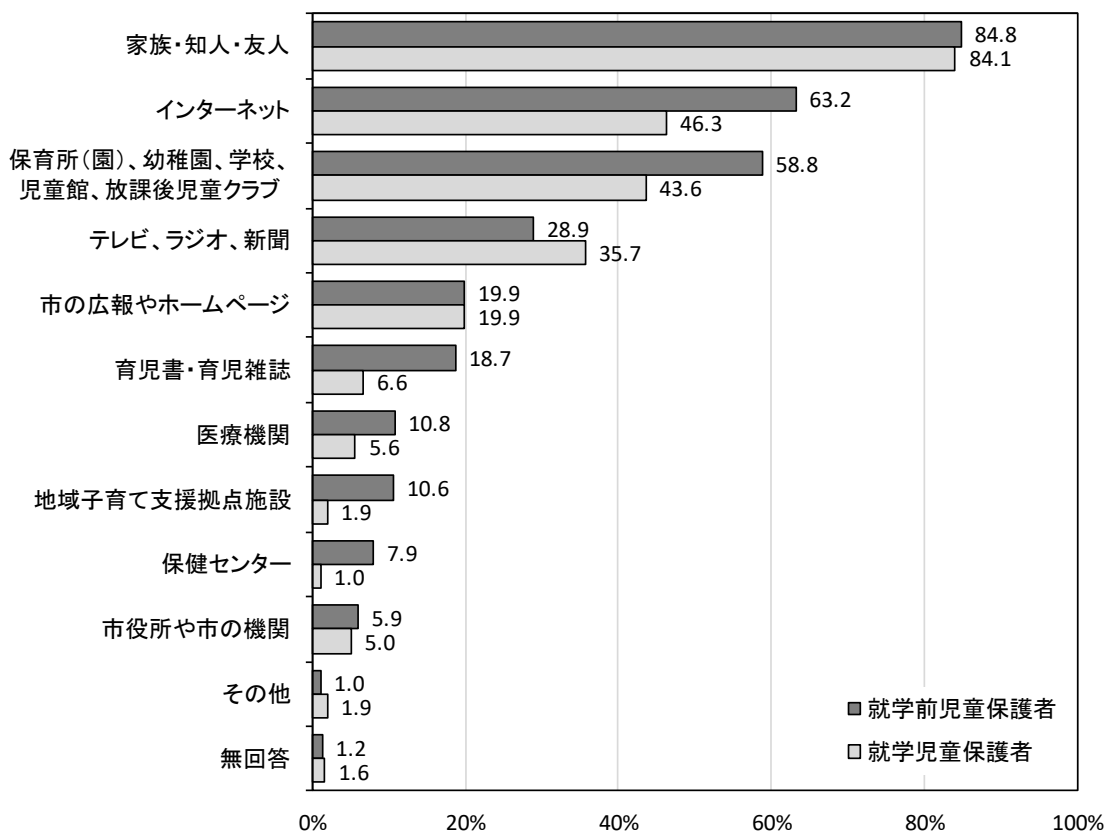
(9) インターネットの利用

就学児童が学校以外で携帯電話やパソコン等インターネットを使っている割合は、今回調査では57.2%と、前回調査より16.1ポイント増加しています。



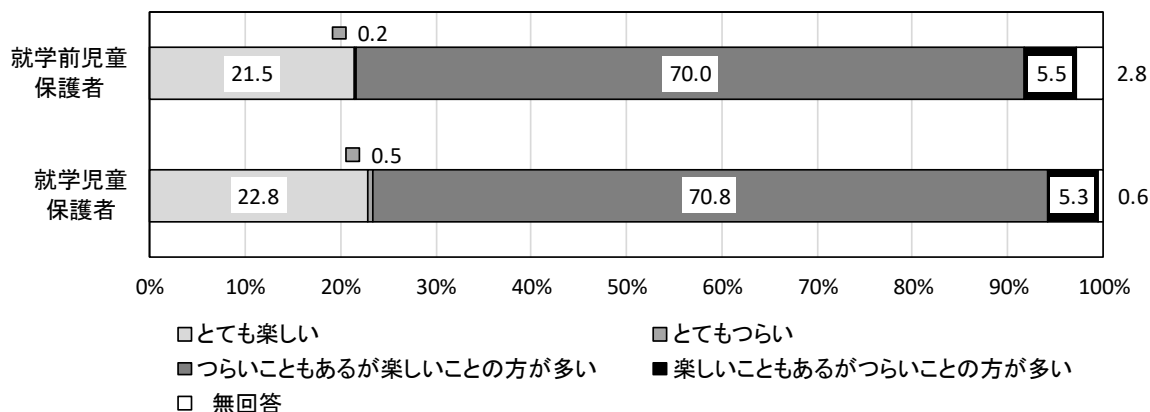
(10) 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先については、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに「家族・知人・友人」が8割以上と最も多く、次いで「インターネット」、「保育所(園)、幼稚園、学校、児童館、放課後児童クラブ」が就学前児童保護者で6割前後、就学児童で4割以上となっています。



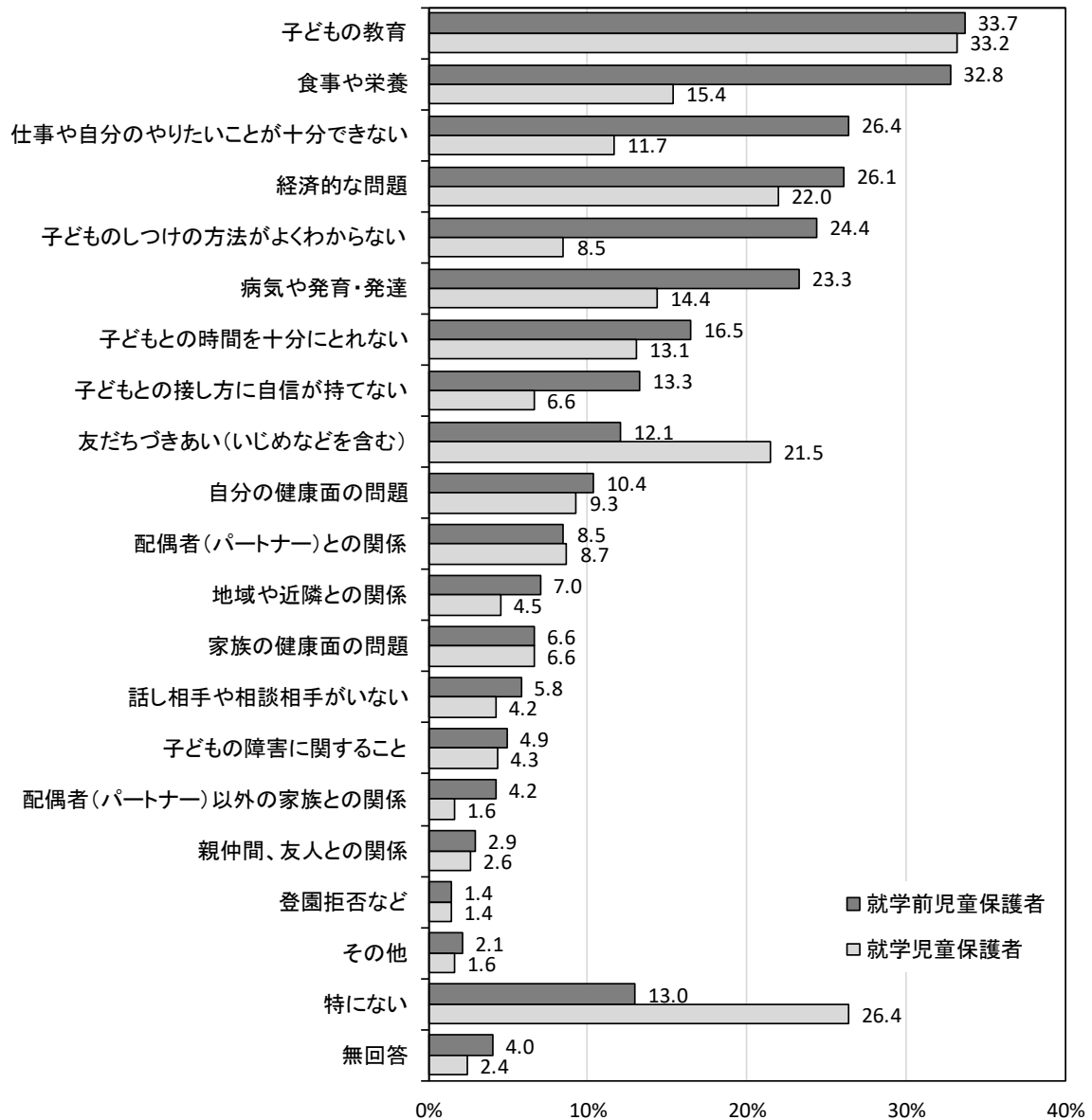
(11) 子育てについての感想

子育てについての感想は、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」が約7割と、「とても楽しい」と合わせると9割以上となっています。



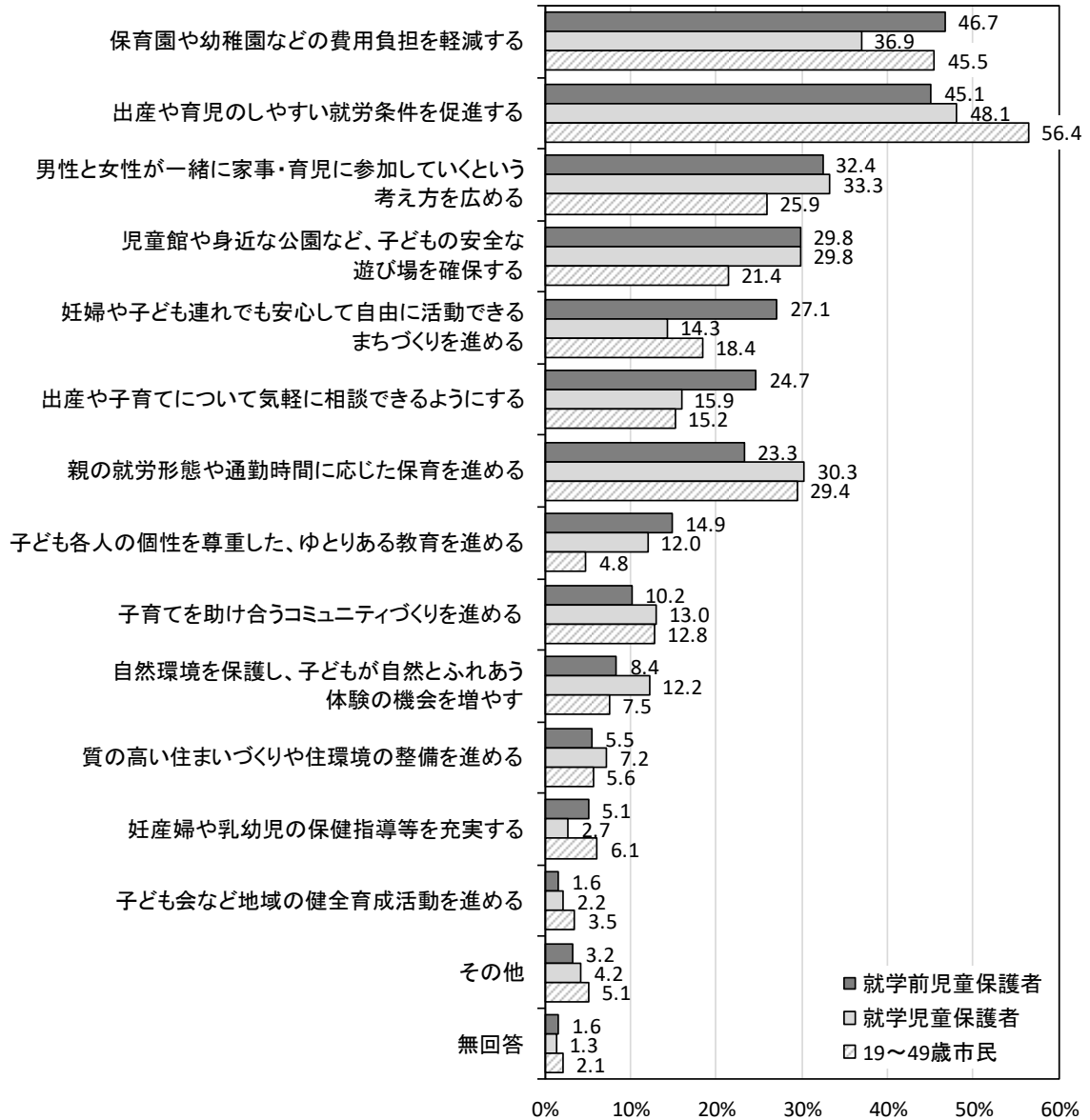
(12) 子育てについて悩んでいること

就学前児童保護者が子育てについて悩んでいることでは、「子どもの教育」、「食事や栄養」が3割以上となっています。就学児童保護者では、「子どもの教育」が3割以上で最も多く、「経済的な問題」、「友だちづきあい（いじめなどを含む）」が2割以上となっています。



(13) 子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること

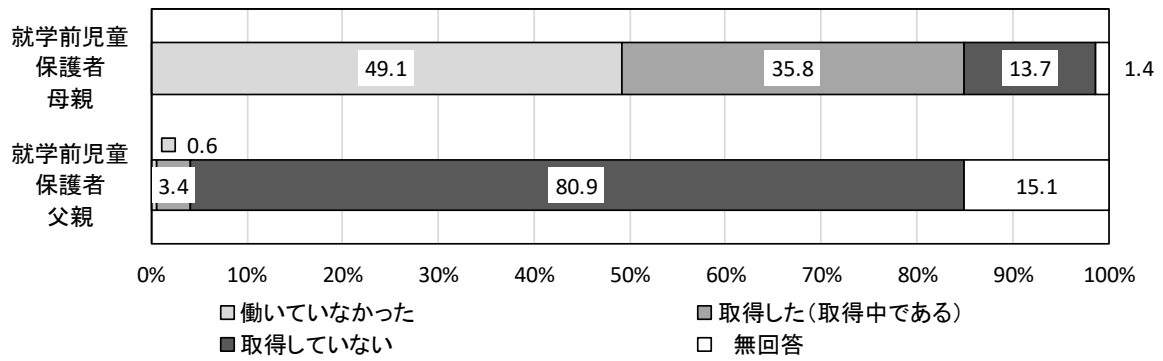
子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることについては、就学前児童保護者では、「保育所や幼稚園などの費用負担を軽減する」が最も高く、就学児童保護者、19～49歳市民では「出産や育児のしやすい就労条件を促進する」が最も高くなっています。



(14) 育児休業の取得状況

就学前児童保護者の育児休業の取得状況については、母親は「働いていなかった」が49.1%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が35.8%、「取得していない」が13.7%となっています。

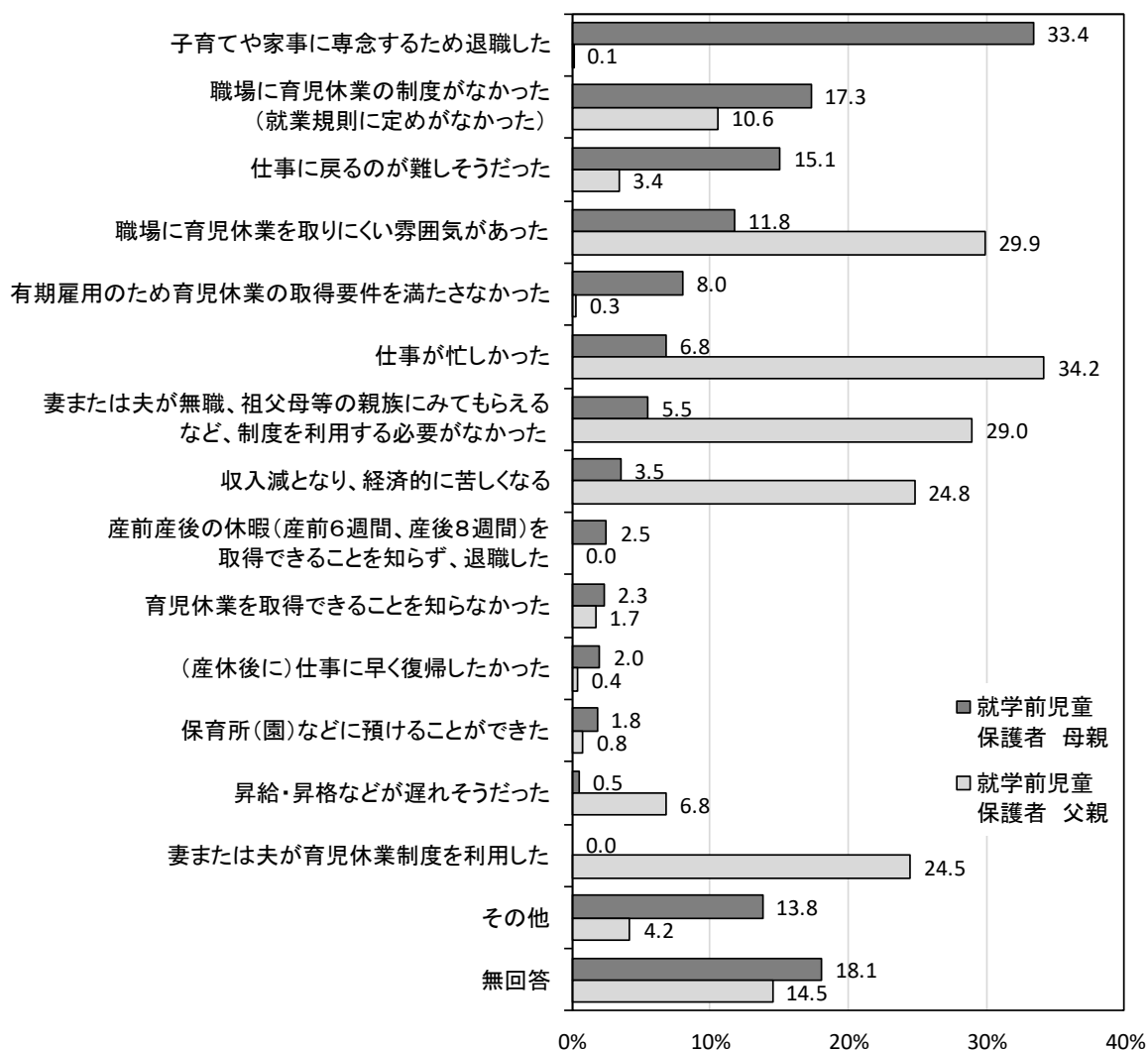
父親は「取得していない」が80.9%で最も高く、「取得した（取得中である）」という割合は3.4%となっています。



(15) 育児休業を取得していない理由

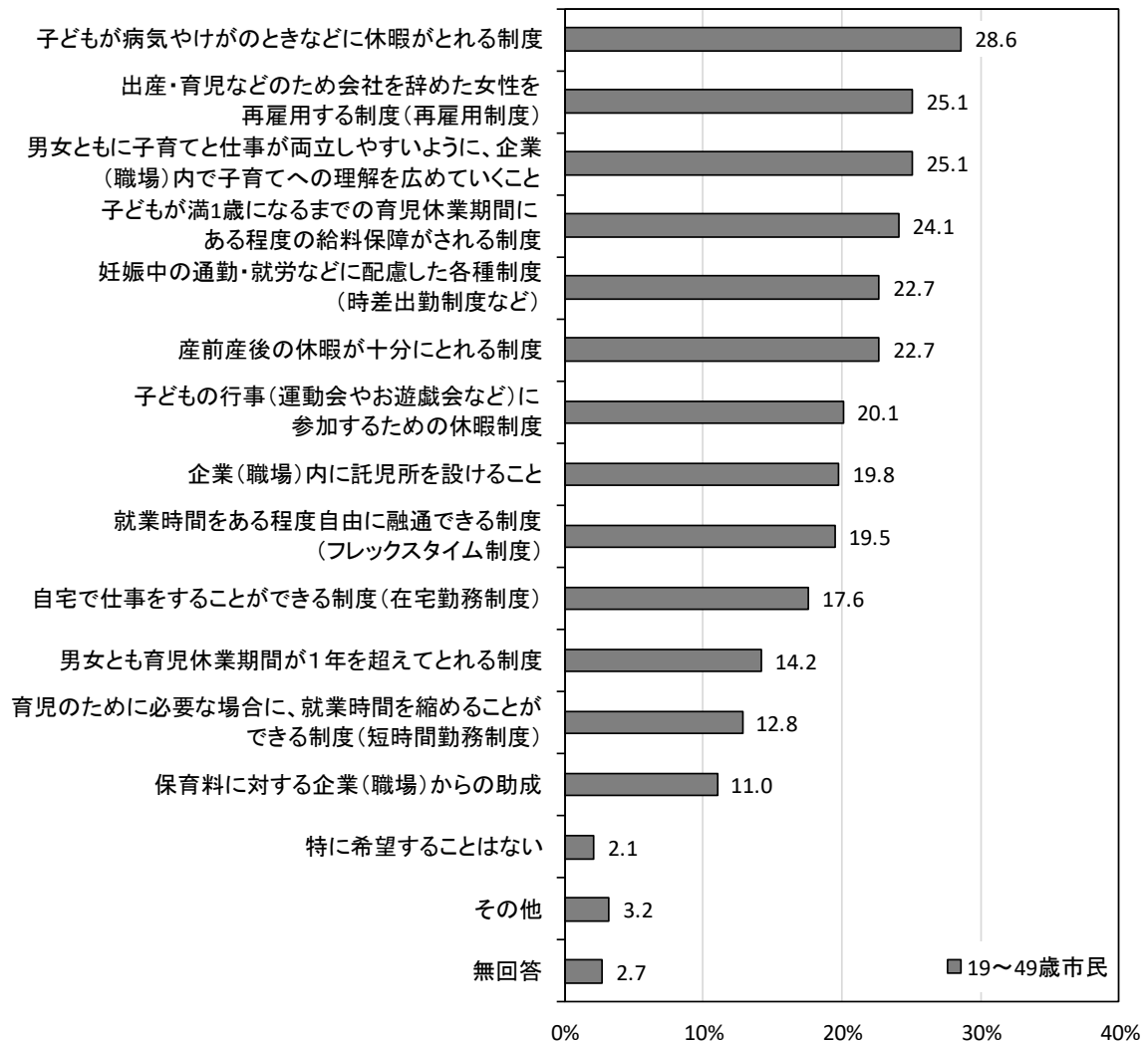
就学前児童保護者の育児休業を取得していない理由については、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が3割以上で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、「仕事に戻るのが難しそうだった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が1割以上となっています。

父親は「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「妻または夫が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が3割前後となっています。



(16) 子育てと仕事を両立するために職場で必要なこと

子育てと仕事を両立するために職場で必要なことでは、「子どもが病気やけがのときなどに休暇がとれる制度」が3割近くと最も多く、次いで「出産・育児などのため会社を辞めた女性を再雇用する制度（再雇用制度）」、「男女ともに子育てと仕事が両立しやすいように、企業（職場）内で子育てへの理解を広めていくこと」、「子どもが満1歳になるまでの育児休業期間にある程度の給料保障がされる制度」が2割半ばとなっています。



第6節 第1期計画の進捗評価

第1期上尾市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、基本目標ごとに評価を行いました。

基本目標1. 就学前の親子への支援の充実の進捗評価

平成30年度時点での進捗評価においては、全55事業のうち、45事業(全体の81.8%)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、10事業(全体の18.2%)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」事業の割合を施策ごとにみると、『親と子の健康づくりに向けた支援』は80.0%、『教育・保育事業の推進』は100.0%、『地域における子育て支援の充実』は78.9%となっています。

施策名	事業数	事業進捗評価(平成30年度)				
		A	B	C	D	—
1-1 親と子の健康づくりに向けた支援	30	24	6			
1-1-1 乳幼児健康診査・相談等の充実	9	9				
1-1-2 訪問指導・育児教室等の充実	9	9				
1-1-3 妊娠期・乳幼児期の食育・歯の健康づくり	3	3				
1-1-4 小児医療・小児救急医療の充実	3		3			
1-1-5 妊婦・女性の健康支援	6	3	3			
1-2 教育・保育事業の推進	6	6				
1-2-1 就学前の教育・保育の充実	3	3				
1-2-2 多様な保育サービスの充実	3	3				
1-3 地域における子育て支援の充実	19	15	4			
1-3-1 各種子育て支援サービスの充実	2	1	1			
1-3-2 子育て相談・情報提供の充実	7	6	1			
1-3-3 子育て中の親子がつどい・交流できる場の提供	5	5				
1-3-4 地域における子育て支援体制の充実	5	3	2			
計	55	45	10			

■事業進捗評価

A：計画通り(または計画以上)に順調に推移している

B：概ね計画通り順調に推移している

C：計画よりやや遅れが生じている

D：計画より遅れが生じている

—：実績なし、若しくは評価なし

基本目標2. 子どもの笑顔を育む環境づくりの進捗評価

平成30年度時点での進捗評価においては、全36事業のうち、22事業(全体の61.1%)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、13事業(全体の36.1%)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」事業の割合を施策ごとにみると、『子どもの心身の健康づくり』は33.3%、『子どもの居場所・体験機会の提供』は80.0%、『学校・家庭・地域の連携の推進』は58.3%となっています。

施策名	事業数	事業進捗評価(平成30年度)				
		A	B	C	D	—
2-1 子どもの心身の健康づくり	9	3	6			
2-1-1 運動・スポーツの機会の拡充	1		1			
2-1-2 小・中学校での食育の推進	4		4			
2-1-3 読書活動の推進	4	3	1			
2-2 子どもの居場所・体験機会の提供	15	12	3			
2-2-1 放課後児童対策の充実	2	2				
2-2-2 子どもの居場所・遊び場の充実	6	6				
2-2-3 多様な体験活動の場の提供	5	3	2			
2-2-4 ボランティア・福祉教育の推進	2	1	1			
2-3 学校・家庭・地域の連携の推進	12	7	4			1
2-3-1 地域ぐるみでの家庭教育の推進	2	2				
2-3-2 各種子ども相談事業の充実	4	1	3			
2-3-3 不登校・非行の未然防止	2	1	1			
2-3-4 開かれた学校づくり・学校安全の推進	4	3				1
計	36	22	13			1

■事業進捗評価

A: 計画通り(または計画以上)に順調に推移している

C: 計画よりやや遅れが生じている

—: 実績なし、若しくは評価なし

B: 概ね計画通り順調に推移している

D: 計画より遅れが生じている

基本目標3. 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援の進捗評価

平成30年度時点での進捗評価においては、全20事業のうち、16事業(全体の80.0%)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、2事業(全体の10.0%)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」事業の割合を施策ごとにみると、『障害のある子どもへの支援の充実』は92.9%、『児童虐待・DV等への対応』は50.0%となっています。

施策名	事業数	事業進捗評価(平成30年度)				
		A	B	C	D	—
3-1 障害のある子どもへの支援の充実	14	13				1
3-1-1 障害のある子どもの保育・療育の充実	6	6				
3-1-2 障害のある子どもの地域生活への支援	8	7				1
3-2 児童虐待・DV等への対応	6	3	2			1
3-2-1 児童虐待防止の推進	2		2			
3-2-2 DV・女性相談の充実	2	2				
3-2-3 子どもの権利擁護の推進	2	1				1
計	20	16	2			2

■事業進捗評価

A：計画通り(または計画以上)に順調に推移している

B：概ね計画通り順調に推移している

C：計画よりやや遅れが生じている

D：計画より遅れが生じている

—：実績なし、若しくは評価なし

基本目標4. 子育てを応援する環境づくりの進捗評価

平成30年度時点での進捗評価においては、全28事業のうち、22事業(全体の78.6%)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、5事業(全体の17.9%)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」事業の割合を施策ごとにみると、『仕事と子育ての調和の推進』は50.0%、『安全で子育てしやすい生活環境の整備』は62.5%、『子育て家庭への経済的支援』は100.0%となっています。

施策名	事業数	事業進捗評価(平成30年度)				
		A	B	C	D	—
4-1 仕事と子育ての調和の推進	6	3	3			
4-1-1 多様な働き方の見直しに係る啓発	2		2			
4-1-2 男女共同参画の意識づくり	2	2				
4-1-3 子育てを応援する企業の啓発	1		1			
4-1-4 就労支援と再就職のための支援	1	1				
4-2 安全で子育てしやすい生活環境の整備	8	5	2			1
4-2-1 安全な地域環境の整備	2	2				
4-2-2 交通安全教育の推進	1	1				
4-2-3 子どもの安全・防犯対策の推進	2	2				
4-2-4 住環境の整備とユニバーサルデザインの推進	3		2			1
4-3 子育て家庭への経済的支援	14	14				
4-3-1 経済的支援の充実	4	4				
4-3-2 ひとり親家庭等への支援	6	6				
4-3-3 障害のある子ども及び家庭への支援	4	4				
計	28	22	5			1

■事業進捗評価

A: 計画通り(または計画以上)に順調に推移している

C: 計画よりやや遅れが生じている

—: 実績なし、若しくは評価なし

B: 概ね計画通り順調に推移している

D: 計画より遅れが生じている

第7節 上尾市の現状からみた課題

国・県の動向や子ども・子育て環境の変化などを踏まえて、本市における今後の子ども・子育て支援に関する課題を次により整理します。

1. 少子化の対策に向けた取組の推進

本市では、直近の出生数が1,500人前後で推移しており、少子化が進行している状況です。少子化の進行には、非婚化・晩婚化も影響しており、本市の婚姻率は減少傾向で推移し、埼玉県の婚姻率を下回っています。

少子化の進行を防ぐための取組として、安心した妊娠・出産を迎えるための正しい知識の普及啓発、不妊治療や産前・産後における相談体制の充実なども重要です。子育ての視点においては、民間企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、地域住民による子育て支援など、行政のみならず、子育てに関わる地域・企業・学校など、社会全体で取り組むことが重要です。

2. 子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭も増加していると予測されます。

家庭においては、依然として男性が育児休業を取得する割合が低い状況であり、職場での働き方改革などを通じて、男性の育児参加を促進していく必要があります。

男性も女性も仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

3. 持続可能なサービス供給体制の確保

本市における0～11歳までの児童人口は過去5年間で1,272人減少しており、計画期間である令和2年度から6年度までも減少傾向で推移していくことが予測される中、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の利用者数も将来的には減少していくことが見込まれます。

その一方で、幼児教育・保育の無償化や家庭環境の変化等により、保育ニーズや放課後児童クラブの利用ニーズの増加など、新たな事業利用者の増加も予想されることから、将来的な子育て支援のニーズ量を踏まえて、それに応じた供給体制を整備・調整していくことが重要です。

4. 子どもたちの健やかな成長を守るための取組の推進

少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、子どもの虐待など、社会的要因が複合的に重なることで、児童生徒が置かれている環境も多様化、深刻化してきている状況です。あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応が求められています。

いじめや不登校、児童虐待、子育ての孤立化などの諸問題に適切に対応するため、児童生徒及び保護者に対する相談体制や支援体制の充実、未然に防止するための取組が重要です。

5. 子どもたちが夢と希望をもち、育つ社会の実現に向けた取組の推進

保護者の多くは、子どもの子育てや教育に影響すると思われる環境は「家庭」として考えられていますが、子育てをめぐる家庭の状況は、障害、虐待、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、養育費の確保など、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

家庭における環境は様々であっても、次代を担う子どもたちが、夢と希望をもち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第5次上尾市総合計画・基本構想（平成23年度～令和2年度）では、次世代を育成するため、安心して子どもを産み育てられる社会づくりや、子どもたちが健全で伸び伸びと育ち個性や能力を高められる環境づくりを目指しています。

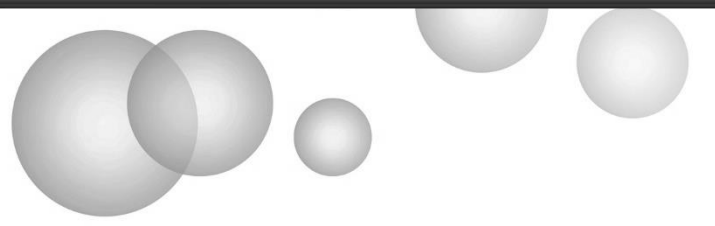
また、前回計画である「第1期上尾市子ども・子育て支援事業計画」では、子育て支援の取組をより一層充実しながら、子どもが伸びやかに成長していける地域社会の実現を目的としていました。

本計画では、これらの考え方を引き継ぎつつ発展を図るとともに、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、第1期計画の基本理念である「安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちづくり」を踏襲し、妊娠・出産や子どもの健やかな成長を支援し、子どもたちの笑顔があふれ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てすることができるまちづくりを目指します。



基本理念

安心して子どもを産み育て、
子どもが伸びやかに育つまちづくり



第2節 基本目標

本計画の基本理念を具体化していくため、第1期計画の4つの基本目標を引き継ぎ、具体的な施策・事業の展開を図ります。

基本目標 1. 就学前の親子への支援の充実

妊活からの切れ目ない支援のため、妊娠・出産に向けた支援や乳幼児期における親子の健康づくり、育児不安の軽減、子育ての仲間づくり等によりストレスの解消に努めるとともに、子育てと仕事・社会生活とのバランスが保てるよう、多様なニーズに応える保育サービスの充実及び質の向上、各種相談や地域における子育て支援の体制づくりを進めます。

基本目標 2. 子どもの笑顔を育む環境づくり

子どもの心身の健全な発達が実現されるよう、行政・学校・家庭・地域が連携し、子どもを育てる環境づくりを推進します。また、地域における子どもたちの居場所や様々な体験を得る機会の確保に努め、郷土愛に満ちた次世代の人づくりに取り組みます。

基本目標 3. 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援

障害のある児童の療育・保育・教育の充実と、地域生活における自立に向け、関係機関と連携して必要な支援を行っていきます。また、外国籍の家庭への支援や児童虐待・DV（配偶者や恋人からの暴力）等の防止に向けた取組及び被害にあった方への支援等、家庭の状況にあった支援の充実に努めます。

基本目標 4. 子育てを応援する環境づくり

子育てと仕事を両立しやすい社会環境の整備について、働き方改革の推進や企業への働きかけに努めるとともに、地域や社会全体で子どもを健全に育成できる環境や仕組みづくり、ひとり親家庭をはじめとする多様な子育て家庭への経済的支援と、自立に向けた支援に取り組みます。

第3節 施策体系

基本理念

安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちづくり

基本目標 1 就学前の親子への支援の充実	1. 親と子の健康づくりに向けた支援
	(1) 妊活からの切れ目ない支援
	(2) 乳幼児健康診査・相談等の充実
	(3) 訪問指導・教室等の充実
	(4) 妊娠期・乳幼児期の食育・歯の健康づくり
	(5) 小児医療・小児救急医療の充実
	(6) 妊婦・女性の健康支援
	2. 教育・保育事業の推進
	(1) 就学前の教育・保育の充実
	(2) 多様な保育サービスの充実
基本目標 2 子どもの笑顔を育む環境づくり	3. 地域における子育て支援の充実
	(1) 各種子育て支援サービスの充実
	(2) 子育て相談・情報提供の充実
	(3) 子育て中の親子がつどい、交流できる場の提供
	(4) 地域における子育て支援体制の充実
	1. 子どもの心身の健康づくり
	(1) 運動・スポーツの機会の拡充
	(2) 小・中学校での食育の推進
	(3) 読書活動の推進
	2. 子どもの居場所・体験機会の提供
(1) 放課後児童対策の充実	
(2) 子どもの居場所・遊び場の充実	
(3) 多様な体験活動の場の提供	
(4) ボランティア・福祉教育の推進	
3. 学校・家庭・地域の連携の推進	
(1) 地域ぐるみでの家庭教育の推進	
(2) 各種子ども相談事業の充実	
(3) 不登校・非行の未然防止	
(4) 開かれた学校づくり・学校安全の推進	
基本目標 3 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援	1. 障害のある子どもへの支援の充実
	(1) 障害のある子どもの保育・療育の充実
	(2) 障害のある子どもの地域生活への支援
	2. 児童虐待・DV等への対応
	(1) 児童虐待防止の推進
	(2) DV・女性相談の充実
	(3) 子どもの権利擁護の推進
	3. 自立が必要な家庭等への支援
	(1) 子どもへの支援
	(2) 保護者への支援
4. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援	
基本目標 4 子育てを応援する環境づくり	1. 仕事と子育ての調和の推進
	(1) 多様な働き方の見直しに係る啓発
	(2) 男女共同参画の意識づくり
	(3) 子育てを応援する企業の啓発
	(4) 就労支援と再就職のための支援
	2. 安全で子育てしやすい生活環境の整備
	(1) 安全な地域環境の整備
	(2) 交通安全教育の推進
	(3) 子どもの安全・防犯対策の推進
	(4) 住環境の整備とユニバーサルデザインの推進
3. 子育て家庭への経済的支援	
(1) 経済的支援の充実	
(2) ひとり親家庭等への支援	
(3) 障害のある子ども及び家庭への支援	

第4章 基本目標と事業の展開



第4章 基本目標と事業の展開

基本目標1 就学前の親子への支援の充実

1. 親と子の健康づくりに向けた支援

現状と課題

- 乳幼児期は生涯を通じた健康づくりに重要な時期であり、心と体の健康がその基盤となることから、親と子が健やかに過ごすことが必要です。
- 市では、子どもの疾病や発達の遅れを早期に発見し、健全な育成を図ることを目的に乳幼児健康診査を実施しているほか、子育ての不安・悩み、心身の発達の心配や健康等について、保育士・保健師等が、電話又は面接・訪問等により相談に応じています。
- 発育・発達に不安のある乳幼児と保護者に対しては、継続的に発育、発達を促すための援助を行っているほか、子どもの健やかな発育・発達や保護者の育児不安の軽減を図るための相談事業を実施しています。
- 平成30年度に実施したアンケート調査では、「病気や発育・発達」「食事や栄養」などで悩みを抱えている就学前児童の保護者が2～3割あり、子どもの健康や育児不安の解消を図っていく必要があります。
- 周産期から乳児期の支援としては、妊婦とそのパートナーを対象とした妊婦教室、両親学級、乳児の月齢にあわせた離乳食の指導を行っています。また、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）では、乳児のいるすべての家庭への訪問と支援を目標に取り組んでいます。
- 母子の健康づくりを目標にした住民自身による活動として、地域に母子愛育班、母子保健推進員が組織され、地域で親と子の集う場として親子のつどいを開催しています。
- 小児の医療に関しては、子どもが突発的な事故や病気のとくに、適切な医療を受けることができるように関係機関と連携し、救急医療体制の整備に取り組んでいます。
- 働く女性の増加と初婚年齢の上昇に伴い、出産に対する様々な不安等を抱える妊婦が増加していることから、妊婦健康診査の受診率向上を図るとともに、不妊・不育に関する相談窓口等の情報提供の充実を図っていく必要があります。
- 安心・安全な妊活・妊娠・出産・育児のための切れ目ない支援として、妊娠を希望する家庭や妊産婦・乳幼児への保健対策の充実を図ることが必要です。
- 子育て世代包括支援センターを整備し、妊活・妊娠から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応できるよう取り組んでいます。

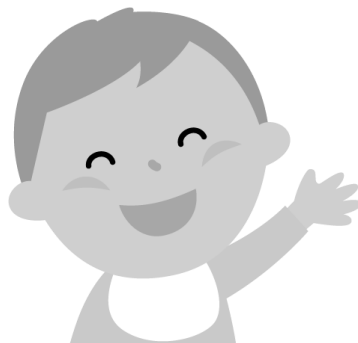
施策の方向

(1) 妊活からの切れ目ない支援

- 妊産婦及び乳幼児の健康管理のため母子健康手帳を交付するとともに、妊娠・出産・育児に関する母子保健サービスの情報を提供します。
- 妊娠・出産、子育てと切れ目ない相談支援が行えるよう、母子健康手帳交付時から母子保健コーディネーターがすべての妊婦に対し面接し、必要な支援を行います。
- 子育て世代包括支援センターが、妊産婦にとって身近な相談窓口になるよう周知に努めるとともに、母子保健コーディネーターが子育て支援施設へ出張を行います。
- 産前または産後の育児不安や心身の不調などを感じる妊産婦を対象に、家事支援などを行うヘルパーの派遣や産科医療機関における心身のケアなどを行います。
- 産科医療機関などと協力して、助産師による育児相談や産後の母親同士の交流ができる場を提供します。
- 不妊治療を受けた夫婦に対し、助成を行います。
- 不妊症に関する相談窓口の情報提供を行うとともに、不妊検査、不妊症検査の検査費用を助成します。

主な取組・事業

- ◇母子健康手帳の交付
- ◇母子保健サービスの情報提供及びアンケートの実施、面接・電話等での相談
- ◇赤ちゃんギフト
- ◇産前産後ヘルパー
- ◇子育て世代包括支援センター出張窓口
- ◇産後ケア
- ◇産後カフェ
- ◇こうのとりの相談（妊活・不妊相談）
- ◇周産期からの虐待予防強化事業
- ◇関係機関との連携
- ◇不妊治療費助成事業、不妊検査費・不妊症検査費助成事業



(2) 乳幼児健康診査・相談等の充実

- 4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達を支援し、健全な育成を図ります。
- 予防接種事業を実施するほか、一人ひとりに応じた予防接種スケジュールを作成し、スマートフォン等で接種予定日のお知らせなどを配信します。
- 発育発達の心配について、ことばとところの相談や発達クリニック、発達支援相談センターで相談に応じます。
- 各地区で行われる親子のつどいや子育て支援センターで実施している相談業務やつどいの充実を図ります。
- 乳幼児健康診査で、疾病の早期発見に努めるとともに、相談・情報提供体制の充実を図ります。

主な取組・事業

- ◇乳幼児健康診査
- ◇発達クリニック
- ◇予防接種
- ◇あげおこども予防接種ナビ
- ◇発達相談
- ◇親子のつどい
- ◇子育て支援センターでの育児相談事業
- ◇10か月児健康相談・乳幼児健康相談（にこにこ健康相談会）
- ◇ことばとところの相談



(3) 訪問指導・教室等の充実

- 妊産婦並びに新生児の健康の保持及び早期支援を図るための訪問指導、訪問による保健指導が必要な場合の乳幼児訪問指導、未熟児に対する訪問指導を実施します。
- 育児不安等の軽減や孤立化の予防を図り、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。
- 産科医療機関と連携し、周産期の段階から支援が必要な家庭への訪問を行い、早期より育児不安等を軽減し虐待の予防を図ります。
- 妊婦教室・両親学級や赤ちゃんと♡アップタイム（育児に関する教室）、ふたご♡みつごのワクワクルームを実施し、安心して子育てができるよう支援します。
- 妊婦教室（2日目）・両親学級は、パートナーの育児参加を促進するために妊婦とそのパートナーで参加できるプログラムを行います。

主な取組・事業

- ◇妊産婦・新生児訪問指導
- ◇乳幼児訪問指導
- ◇未熟児訪問指導
- ◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ◆養育支援訪問事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ◇周産期からの虐待予防強化事業
- ◇周産期虐待予防連絡会議の開催
- ◇妊婦教室・両親学級（プレママ教室・パパママ教室）
- ◇赤ちゃんと♡アップタイム
- ◇ふたご♡みつごのワクワクルーム

◆は、子ども・子育て支援法第59条に規定されている地域子ども・子育て支援事業を指す。
（以下、同様）



(4) 妊娠期・乳幼児期の食育・歯の健康づくり

- 1歳6か月児健康診査等を受けた就学前の幼児に対し、フッ素塗布を実施します。
- 妊婦や乳幼児を育てている保護者などを対象に、食に関する学習や相談の機会を提供します。
- 妊婦や乳幼児を育てている保護者などを対象に、歯に関する学習や相談、集団歯科健診の機会を提供します。

主な取組・事業

- ◇フッ素塗布の実施
- ◇「食」に関する学習機会や相談の充実
(妊婦教室、乳幼児健康診査、10か月児健康相談、にこにこ健康相談会、離乳食教室(開始期・初期)(後期・完了期)、親子料理教室、幼児食教室)
- ◇「歯」に関する学習機会や相談の充実
(妊婦教室、10か月児健康相談、乳幼児健康診査)

(5) 小児医療・小児救急医療の充実

- 近隣市町と連携しながら小児救急医療体制の整備を図ります。
- 子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるように、小児医療を実施している病院等の把握と、診療可能な機関に関する情報提供を充実します。
- 休日や平日夜間の急患の方に、応急的な診療を行います。

主な取組・事業

- ◇小児救急医療体制の整備
- ◇小児医療の充実
- ◇平日夜間及び休日急患の診療



(6) 妊婦・女性の健康支援

- 安心して妊娠・出産・育児ができるように支援します。
- 妊婦健康診査や子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診などの受診率向上を図ります。
- 職場等で健康診査を受診する機会のない 20～39 歳を対象とした健康診査を実施します。
- 不妊治療を受けた夫婦に対し、助成を行います。【再掲】
- 不育症に関する相談窓口の情報提供を行うとともに、不妊検査、不育症検査の検査費用を助成します。【再掲】

主な取組・事業

- ◆妊婦健康診査《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ◇20～30 歳代ヘルスチェック（本事業は男性も対象とする）
- ◇子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診
- ◇不妊治療費助成事業、不妊検査費・不育症検査費助成事業【再掲】

2. 教育・保育事業の推進

現状と課題

- 令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化や女性の社会進出の影響により、教育・保育事業に関するニーズが変化していくことが予測されることから、ニーズ量に応じた供給体制を整備・調整していくことが重要です。
- 第 1 期計画に引き続き、幼稚園と保育所（園）の両方の良さを併せ持つ認定こども園を普及し、身近な教育・保育の場を確保していくことが求められています。
- 平成 31 年 4 月現在、市内には、幼稚園が 18 園（私立 17 園、市立 1 園）、保育所（園）が 36 園（私立 21 園、市立 15 園）、私立認定こども園が 4 園あり、約 7,000 人の園児が在籍しているほか、市内 20 か所で地域型保育を実施しており、約 300 人が利用しています。
- 平成 30 年度実施のアンケート調査で、今後利用したい施設やサービスは、「幼稚園」が 6 割以上、次いで「幼稚園の預かり保育」や「認可保育所（園）」が 4 割以上、「認定こども園」が 3 割を超えています。そのなかで、保育所（園）については待機児童が存在していることから、「認定こども園」も含め、引き続きニーズに応じた受け入れ体制の確保を図っていく必要があります。
- 保育所（園）では、多様な保育サービスの充実を図るとともに、来所者の子育てに関する様々な相談に保育士が対応しているほか、電話相談を実施しています。

施策の方向

(1) 就学前の教育・保育の充実

- 保育ニーズへの対応や待機児童の解消に向けて、必要に応じ保育所（園）や認定こども園の整備、拡充を図ります。
- 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業等への支援を行います。
- 幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校との連携・交流により、幼児教育の一層の振興を図ります。

主な取組・事業

- ◆通常保育事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ◇幼児教育・保育の無償化
- ◆保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等への支援
《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ◇幼児教育の振興
- ◇保育所等における食育の充実

(2) 多様な保育サービスの充実

- 多様な保育ニーズに対応し、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児の一時預かりを実施します。
- 保護者の就労形態の多様化及び通勤時間の増加等に対応した延長保育の実施を検討します。
- 保育サービスの質の向上を図るため、第三者評価機関による評価を行うとともに、保育士の資質向上と保育サービスの向上を図ります。

主な取組・事業

- ◆延長保育事業（時間外保育事業）《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ◆一時預かり事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ◇休日保育事業
- ◆病児・病後児保育事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ◇公立保育所第三者評価事業
- ◇電話育児相談（公立保育所）

3. 地域における子育て支援の充実

現状と課題

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の結びつきが希薄化していく中で、子育て家庭の孤立化を防ぐため、地域による子育て家庭への関わりが求められています。
- 地域子育て支援拠点施設は、保育園などに設置（平成31年4月現在13か所）され、親子が気軽に交流できる場の提供や、子育て情報の提供及び子育てに関する相談、援助を行っています。
- 地域子育て支援拠点施設や保育所（園）、児童館などでは、子育て情報の提供、講座の開催、子育てに悩みを抱える保護者からの相談等に応じるなど、様々な子育て支援事業を行っています。
- 子育て情報に関して、市では子育てガイドブックを発行しているほか、ホームページ（子育てナビ等）やメール（子育てアッピーメール）により、子育てに関する情報提供を行っています。
- 平成30年度実施のアンケート調査では、子育てに関する情報の入手先として「家族・知人・友人」が8割以上と最も高く、「保育所（園）、幼稚園、学校、児童館、放課後児童クラブ（学童保育所）」も約6割となっており、身近な場所で子育て中の親子が交流し、相互に情報交換や相談が行える場のさらなる拡充が求められます。
- 子育て中の親子が交流することを支援し、子どもの健全育成を図るため、子育て自主グループへの支援を行っていますが、今後さらに、子育て支援に関するボランティア、ボランティアコーディネーターの育成を推進していく必要があります。

施策の方向

（1）各種子育て支援サービスの充実

- 乳幼児や小学生等の預かりの援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する人との連絡及び調整を行うファミリー・サポート・センター事業を充実します。
- 保護者の病気などが理由で、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等の、宿泊を伴った預かりによる支援の充実を図ります。
- シルバー人材センターと連携し、高齢者による育児支援や学習・生活指導等の支援を充実させるとともに、事業についての周知を図ります。
- 未就園児の受け入れ、親子登園など幼稚園における子育て支援事業を充実させるとともに、事業についての周知を図ります。

主な取組・事業

- ◆ファミリー・サポート・センター事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ◆子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ◇シルバー人材センターにおける子育て支援
- ◇幼稚園における子育て支援

(2) 子育て相談・情報提供の充実

- 子育てに関する情報を収集・整理し、提供できるよう「子育て支援総合窓口」の充実を図ります。
- 子育てに対して不安を持つ保護者に対し、家庭児童相談室、発達支援相談センター、市立保育所、東・西保健センターで実施している電話育児相談、児童館での相談を実施します。
- 子育てに関する様々な情報を掲載した「子育てガイドブック」、インターネット等を利用した子育てや子どもの健康に関する情報提供を充実します。
- 乳幼児（主に0～3歳）の保護者に対し、地域子育て支援拠点施設で実施している子育てに関する情報の提供及び相談・援助を充実させます。
- 保育課の窓口には保育コンシェルジュを配置し、保育サービスについての相談・情報提供を行います。

主な取組・事業

- ◇子育て支援総合窓口の充実
- ◇家庭児童相談室
- ◇児童館における子育て相談
- ◇子育てガイドブックの発行
- ◇インターネットによる情報提供の充実
- ◆地域子育て支援拠点事業《→第5章 量の見込みと確保方策》
- ◆利用者支援事業（保育コンシェルジュ）《→第5章 量の見込みと確保方策》



(3) 子育て中の親子がつどい、交流できる場の提供

- 子育て中の親子がつどい、遊びなどを通じて楽しみながら交流できる場として、子育て支援事業を実施します。
- 子育てサロン等の親子が交流できる場を提供し、子育ての不安感、負担感を軽減できるよう、関係機関との連携を図っていきます。
- 子育て中の親子が交流することを支援し、子どもの健全育成を図るため、子育て自主グループの連合体へ支援を行います。

主な取組・事業

- ◇子育て広場事業（児童館アッピーランド、児童館こどもの城）
- ◇親子による交流・自然体験学習
- ◇子育てサロン
- ◇子育てサークル等の支援

(4) 地域における子育て支援体制の充実

- 子育て支援センターをはじめとする地域子育て支援拠点施設等のネットワークの整備及び強化を進め、地域子育て支援拠点等連絡会を通して、研修や情報交換を充実します。
- 上尾市社会福祉協議会と連携し、子育て支援に関するボランティア、ボランティアコーディネーターの育成を推進します。
- 主任児童委員や家庭児童相談員をはじめとする関係機関が連携して、虐待予防を含めた子育て支援に取り組めるよう支援を図ります。
- 地域で親子が集う場所として、母子愛育班及び母子保健推進員が開催する親子のつどいを支援します。
- 家庭環境に恵まれない子どもに温かい理解と愛情豊かな家庭を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする里親制度の普及、啓発に努めます。

主な取組・事業

- ◇地域組織との連携
- ◇子育てボランティアの確保・育成
- ◇母子愛育班活動
- ◇母子保健推進員活動
- ◇里親制度の普及・啓発事業の推進

基本目標2 子どもの笑顔を育む環境づくり

1. 子どもの心身の健康づくり

現状と課題

- 外遊びや運動の機会が減少し、食環境が大きく変化する中で、子どもの運動不足や体力低下、生活習慣病の若年化などの問題が生じています。
- 平成30年度実施のアンケート調査では、就学児童の放課後の過ごし方は「自宅」が7割以上、次いで「習い事」が6割以上で、「公民館・公園など」については2割半ばと低くなっています。
- 小・中学校において「食」に関する指導は、年々充実してきており、子どもたちの「食」に対する知識は確実に向上しています。多様な食生活の中から、子どもたちが食材を知り、食べ物を選ぶ力を身に付けられるように、学校・家庭・地域が連携しながら食育を推進していく必要があります。
- 市では、あげお子ども読書プランを策定しており、子どもの読書活動支援センターにおいて、家庭・地域・学校への情報提供を行うとともに、読書活動の一層の推進を図っていく必要があります。

施策の方向

(1) 運動・スポーツの機会の拡充

- 児童館等で、スポーツ活動への参加の機会を提供し、心身の健康づくりを進めます。
- 運動部活動等の学校におけるスポーツ環境を整備するとともに、地域のスポーツ活動の充実を図ります。

主な取組・事業

◇スポーツ・レクリエーション教室の開催



(2) 小・中学校での食育の推進

○小・中学校が連携して「食」に関する指導を展開するとともに、学校ファーム等を活用し、食べ物への感謝の気持ちや食の知識を深めるために、家庭・地域と連携して推進します。

主な取組・事業

- ◇「食」に関する学習機会の充実（小・中学校給食、食育講座）
- ◇学校ファーム等での農業体験活動
- ◇地産地消の推進
- ◇米飯給食の充実

(3) 読書活動の推進

- 年間を通して、すべての子どもがあらゆる機会と多くの場所において読書活動が行われるよう読書推進の取組を行います。
- ボランティアの研修をはじめ、活動の場を提供しながら、一層の読書活動の推進を図ります。
- 読書パスポートを発行し、市内の小学生を対象に配布するとともに、あわせてボランティアの協力を得ながら、読み聞かせ会やおはなし会を開催します。また、小学生以下の子どもには絵入りの図書館利用カードを発行し、子どもの読書活動の推進を図ります。
- 小・中学校に配置されている司書教諭や学校図書館支援員を通じて、児童生徒が本に親しみやすい環境づくりの推進を図ります。

主な取組・事業

- ◇子ども読書活動推進事業の充実
- ◇学校図書館の充実



2. 子どもの居場所・体験機会の提供

現状と課題

- 放課後の子どもの居場所として、学童保育へのニーズが高まる傾向にありますが、市では保護者が仕事で昼間家庭にいない小学生を放課後児童クラブ（学童保育所）で受け入れています。
- 子どもたちが気軽につどい、安心して遊ぶことのできる場所として、JR高崎線東側に「児童館アッピーランド」（平成12年5月開館）、JR高崎線西側に「児童館こどもの城」（平成18年10月開館）を整備しています。
- 児童館では、子どもたちが楽しみながら体験・学習できるように、幼児や小学生向けの各種講座の実施や、子どもに健全な遊びの指導を行う指導者（講師）を配置しています。今後も、身近な子どもの居場所として、利用しやすい児童館運営を図っていく必要があります。
- 子どもたちに多様な体験学習の機会を提供するため、上尾丸山公園の環境や自然学習館の施設を活用し、自然保護や環境教育を行っているほか、学校に地域の方々を外部指導者、ゲストティーチャーとして招へいし、専門的な知識や技能、貴重な体験等、地域の方々から学ぶ学習を実施しています。
- 各公民館では、学校休業日に対応した事業を展開しています。主に物づくりを体験し、世代間交流を図るとともに、感性や想像力を高めるなど、地域において子どもたちの成長を支援しています。
- 市と地域の大学や他市町が連携しての「子ども大学あげお・いな・おけがわ」や、市と近隣大学が連携し、より高度で専門的な学習内容の「あげお子ども大学」を実施し、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するとともに、地域で子どもを育てる仕組みを作っています。
- ボランティア・福祉教育の一環として、市立保育所で市内の中・高校生の社会体験学習の受け入れを行っています。今後は、生徒たちが進んで社会に奉仕したり、ボランティア活動・福祉体験に参加できるような機会についても充実していく必要があります。

施策の方向

（1）放課後児童対策の充実

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図ります。
- 放課後児童クラブ（学童保育所）における障害のある児童の受入体制の充実を図ります。
- 長期休業中における早朝開所や土曜日の開所時間の延長などについて、検討します。
- 関係施設と連携し、子どもの自主性や社会性などを向上させていくための育成を行います。

○地域の行事などに参加することにより、地域組織との連携を図ります。

主な取組・事業

- ◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
 - 《→第5章 量の見込みと確保方策》
 - ◇放課後児童クラブ（学童保育所）指導員の研修促進
 - ◇放課後児童クラブ（学童保育所）における障害児受け入れ推進事業
 - ◇地域の実情に応じた開所時間延長の取り組み
 - ◇子どもの自主性や社会性などの向上につながる取り組み
 - ◇利用者や地域住民に対する育成支援内容の周知の推進

（2）子どもの居場所・遊び場の充実

- 児童館において、年齢に応じた事業を実施するなど、各講座（事業）内容の充実に努めます。遊びの指導ができる指導者やボランティアの確保を推進します。
- 中・高校生に児童館の音楽室等を開放し、文化活動の機会を提供することで、中・高校生の居場所づくりに努めます。
- 放課後子供教室を整備し、放課後児童クラブとの連携や一体的な実施、小学校等の余裕教室などの活用について検討します。

主な取組・事業

- ◇子ども向け講座の開催
- ◇児童館における遊びの指導者、ボランティアの確保
- ◇中・高校生の居場所づくり
- ◇放課後子供教室の実施計画※
- ◇放課後子供教室と放課後児童クラブの連携等による実施
- ◇小学校の余裕教室などの公共施設を活用した放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施
- ◇放課後子供教室と放課後児童クラブの実施に関する教育委員会と福祉部局の連携

※放課後子供教室の実施計画

（単位：か所）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2	2	3	3	4

(3) 多様な体験活動の場の提供

- 地域の自然環境を活用した自然保護や環境教育の体験学習や「かいぼり事業」を通じた生態系に関する環境教育、市立保育所での中・高校生の乳幼児とのふれあい体験などの多様な体験活動の提供に努めます。
- 地域の方々を外部指導者、ゲストティーチャーとして招へいし、専門的な知識や技能、貴重な体験等、地域の方々から学ぶ学習を通して地域交流を推進します。
- 大学等と連携し、子どもの見聞を広め、知識の向上や知的好奇心を刺激する機会の提供に努めます。
- 各公民館等において、学校休業日に子どもの体験活動を充実します。

主な取組・事業

- ◇自然学習館管理運営事業の推進
- ◇中・高校生の乳幼児ふれあい体験
- ◇地域交流の推進
- ◇子ども大学あげお・いな・おけがわ あげお子ども大学
- ◇土曜日の教育支援（公民館子ども教室）



(4) ボランティア・福祉教育の推進

- 地域の人々とのつながりを一層強めるボランティア・福祉教育を推進します。
- 社会福祉施設等との連携を図ったボランティア・福祉教育を推進します。
- 中学生が地域の中で、福祉体験、社会体験活動を通じて、多くの人々とふれあい、学校で得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく生きる力を育てます。

主な取組・事業

- ◇ボランティア活動
- ◇福祉教育
- ◇中学生社会体験チャレンジ事業

3. 学校・家庭・地域の連携の推進

現状と課題

- 地域のつながりの希薄化や家庭の教育力の低下が指摘されているなかで、地域全体で子どもの育ちを見守り、生きる力を育てていくことが求められています。
- 市では、子どもの健やかな成長を目的として、主に小・中学校に通う子どもの保護者を対象に、市PTA連合会との共催で家庭教育をテーマとした講演会を実施しています。また、家庭教育に関する講座等を実施する幼稚園保護者会の支援や、市PTA連合会に啓発事業を委託しています。公民館においても、家庭教育に関する事業を毎年実施しています。
- 小学校から中学校にかけては、いじめ・不登校も増加する傾向にあります。市内全小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、教職員・保護者への指導助言や子どもの心の相談にあたっています。
- 子ども・若者相談センターにおいて、不登校やひきこもり等について臨床心理士等の専門職が相談にあたっています。
- 少年愛護センターでは、家庭における子どもの養育、学校生活等に関連する保護者の心配や児童問題の解決を図るため、電話及び面接の相談に応じているほか、青少年に関わる学校・家庭での問題、交友関係、非行などの悩みごとの相談に応じています。
- 地域では、市内小・中・高等学校及び市PTA連合会、上尾警察署等の関係機関で生徒指導推進協議会を構成し、青少年健全育成地域の集いや街頭補導の実施など広域的・総合的な取組を行っています。
- 平成30年度実施のアンケート調査の結果では、就学前児童保護者、就学児童保護者ともに、子育てに関する悩みとして「子どもの教育」の割合が最も高く、引き続き学校・家庭・地域が連携した取組を進めていく必要があります。

○各地区会議と青少年育成団体で構成された上尾市青少年育成連合会では、「地域の子どもは地域で育てる」という基本理念のもとに、学校・家庭・地域が一体となって、「あいさつ運動」や「環境浄化活動」、「青少年健全育成推進大会」など様々な活動に取り組んでおり、青少年の健全育成活動に大きな役割を担っています。

施策の方向

(1) 地域ぐるみでの家庭教育の推進

○高齢者を対象とした講座の中で、高齢者と地域の小・中学生との交流を図ります。
○子どもが健やかに成長できるよう地域ぐるみの子育て支援の実現に向けて幼稚園・学校・家庭・地域等と連携し、家庭教育推進事業に取り組んでいきます。

主な取組・事業

- ◇高齢者と子どもたちとの交流
- ◇家庭教育推進事業

(2) 各種子ども相談事業の充実

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子どもの心の相談、教職員・保護者への指導助言を充実します。
○家庭児童相談員による電話、面接による相談を実施するとともに、関係機関との連携や他機関との情報交換などにより、支援の充実を図ります。
○少年愛護センターでの相談事業について、広報誌などを活用して周知を図ります。
○子ども・若者相談センターでの相談において、自立に向けて悩んでいる子ども・若者が次代の社会を担うことができるよう、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

主な取組・事業

- ◇スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用
- ◇家庭児童相談室
- ◇青少年相談事業
- ◇子ども・若者相談

(3) 不登校・非行の未然防止

- 学校と地域との連携による広域的・総合的な生徒指導の取組を推進します。
- 少年補導委員を中心に、関係機関や団体、地域との連携により、非行の未然防止に取り組めます。
- 十代の性の問題に対応するため、性に関する健全な意識の育成と合わせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対する相談体制の充実を図ります。

主な取組・事業

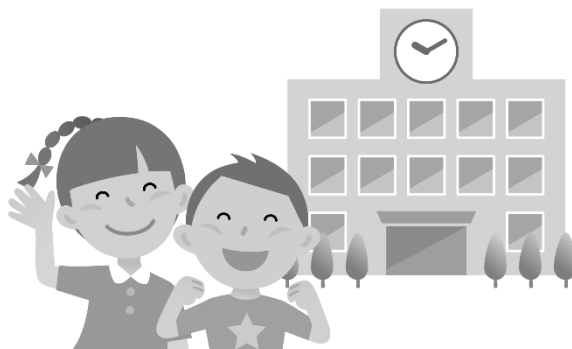
- ◇生徒指導推進協議会の推進
- ◇街頭補導活動事業

(4) 開かれた学校づくり・学校安全の推進

- 学校応援団の活動により、児童生徒の安全確保や学校の環境整備、教育活動に対する支援の充実を図ります。
- 地域の実情に応じた学校選択制の導入や、コミュニティ・スクールの導入等により、地域・家庭と学校との連携、協力を図り、地域に根ざした個性豊かな学校づくりを進めます。
- 子どもたちを災害・犯罪から守るための安全対策を講じます。

主な取組・事業

- ◇学校・家庭・地域・関係機関の連携推進
- ◇学校安全の推進
- ◇コミュニティ・スクール推進事業
- ◇元気な学校をつくる地域連携推進事業



基本目標3 様々な支援が必要な子どもや家庭への支援

1. 障害のある子どもへの支援の充実

現状と課題

- 発達障害などの障害のある子どもに対しては、上尾市児童発達支援センターつくし学園での保育・療育をはじめ、市立保育所での障害児保育や、専門職による発達支援専門員巡回事業を行っています。
- 今後も障害のある子ども一人ひとりについて、関係機関と連携し、必要な支援を行っていくとともに、障害のある子どもの地域生活を支援する取組の充実に努めていく必要があります。

施策の方向

(1) 障害のある子どもの保育・療育の充実

- 専門職による発達支援専門員巡回事業に取り組みます。なお、市立保育所が実施する障害児保育においては、専門職による障害児等巡回指導に取り組みます。
- 発達支援相談センターでは、つくし学園での保育・療育及び地域支援として、相談支援・保育所等訪問支援事業に取り組みます。
- 発達に不安や課題のある乳幼児を対象にした親子教室を実施します。
- 言葉や運動の発達に不安や課題のある乳幼児を対象に、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士による相談・訓練指導を実施します。また、理学訓練が必要な小・中学生を対象に理学療法士が相談・訓練指導を実施します。
- 障害のある子どもの個性や可能性を尊重し、子どもと家庭への支援を関係機関と連携し取り組んでいきます。
- 幼稚園における特別支援教育の充実と障害のある子どもや特別な配慮を要する子どもの入園促進を図るために、幼稚園に対して支援を行います。
- 特別支援教育では、特別な教育的支援を要する子どもの一人ひとりのニーズに応え、個性や可能性を尊重し、自分らしく取り組めるよう支援するために、研修会等を通じた理解促進、意識啓発を行っていきます。



主な取組・事業

- ◇障害児保育事業
- ◇発達支援専門員巡回事業
- ◇上尾市児童発達支援センターつくし学園における保育・療育
- ◇地域支援としての相談支援・保育所等訪問支援事業
- ◇親子教室
- ◇発達訓練・相談事業
- ◇特別支援教育

(2) 障害のある子どもの地域生活への支援

- 子どもが、身近な地域で一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を受けるために、事業所の増加及び制度活用の周知、タイムケア事業の検討をします。
- 日常生活の能力の向上を図るために補装具の交付・修理、在宅の障害のある子どもに日常生活用具の給付を行います。
- 障害のある子どもを一時的に介護したり、外出の付き添いをしたり、療育的支援をするなど、本人や家族の必要としている介護サービスを柔軟に提供します。
- 就学前の障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
- 小学校から中学、高校までの学校に通う障害のある子どもを対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

主な取組・事業

- ◇自立支援給付事業
- ◇補装具費支給制度
- ◇障害者等日常生活用具給付事業
- ◇障害児生活サポート事業
- ◇児童発達支援事業
- ◇放課後等デイサービス事業
- ◇移動支援事業

2. 児童虐待・DV等への対応

現状と課題

- 子育て家庭の孤立化等により、児童虐待やDVが全国的に増加しています。
- 市では、上尾市子ども支援ネットワーク構成機関による各種会議及び児童カンファレンス、講演等を実施し、児童虐待の予防、早期発見、早期対応に努めます。今後も児童相談所、警察、保健センター、民生委員・児童委員、主任児童委員等の関係機関と協力し、虐待の予防、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図っていく必要があります。また、DVなど配偶者や恋人から暴力を受けた被害者への相談対応や支援についても充実していく必要があります。
- すべての子どもの健全な育成と権利の尊重に向け、「上尾市人権保育基本方針」に基づく子どもの人権を尊重した保育、「上尾市人権教育推進プラン」に基づく一人ひとりを大切にす教育を推進しています。
- 今後はさらに、子どもの権利条約や子どもの権利擁護について、地域の理解を深める取組を進めていく必要があります。

施策の方向

(1) 児童虐待防止の推進

- 発生予防、早期発見・早期対応だけではなく、虐待を受けた子どもの保護・自立支援、家庭への支援など総合的な児童虐待防止対策を実施します。
- 上尾市子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の構成機関との連携を図り、情報を共有し児童相談に対応しています。緊急、要保護性のある場合には、児童相談所に通告して対応します。

主な取組・事業

- ◇総合的な児童虐待防止対策の実施
- ◇児童相談体制の充実

(2) DV・女性相談の充実

- 関係機関と連携し、女性を対象とした専門のカウンセラーによる子育てやDVを含む相談の充実及びDV被害者への支援強化を図ります。

主な取組・事業

- ◇DV相談
- ◇女性のための相談

(3) 子どもの権利擁護の推進

○人権教育に関する研修会を継続して実施し、子ども一人ひとりの権利擁護を推進するため人権保育、人権教育を充実します。また、人権作文、人権標語の作成を通して、子どもの人権意識の高揚を図ります。

主な取組・事業

- ◇人権保育の推進
- ◇人権教育の推進

3. 自立が必要な家庭等への支援

現状と課題

- 全国の7人に1人の子どもが、3食きちんと食べられない、部活動の道具が買えない、机が無く学習環境が悪いなど、当たり前前の生活が営めない状態にあります。
- ひとり親の平均所得は、夫婦で子どもを育てる世帯の半分以下です。
- 経済的困窮は、受診の必要性を感じていながら医療機関に連れていけない、食事を十分に与えられないなど健康面への影響や、学習環境を整えられないなど学習面や進学、生きる意欲への影響を与えることが考えられます。
- 子どもの将来が、生まれ育った環境で左右されることのない社会の実現に向けた取組を推進します。

施策の方向

(1) 子どもへの支援

- 経済的な要因で学習意欲の低下や学習の遅れが生じないように、生活困窮世帯やひとり親世帯などの子どもを対象にした学習支援教室を実施します。
- 生活困窮世帯に対し、学習支援教室への参加を促すことなどを目的に訪問支援を行います。

主な取組・事業

- ◇学習支援事業
- ◇訪問支援

(2) 保護者への支援

○ひとり親家庭の自立を促進するため、経済的基盤の確立に向けた支援及び相談指導体制の充実を図ります。また、手当支給制度等の支援の周知を図ります。

○母子・父子自立支援員を配置し自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、ひとり親相談を実施します。

主な取組・事業

- ◇児童扶養手当支給事業
- ◇ひとり親家庭の自立支援のための助成事業
(教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給)
- ◇就学援助制度
- ◇就労に関する情報提供
- ◇ひとり親相談
- ◇児童扶養手当受給世帯への水道料金・下水道使用料の減免



4. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援

現状と課題

- 上尾市における外国籍の人口は、平成29年9月から令和元年9月までの2年間で約20%増加しています。
- 上尾市の総人口に占める割合は1.6%であり、全国及び埼玉県と比べて高くないものの、安心して学校生活を送ったり、必要な支援を適切に受けたりできるよう配慮する必要があります。
- 市役所では、外国語で対応できる職員が、手続きや相談を円滑に行えるよう上尾市外国人市民サポート事業を設置し、庁内での職員の協力連携体制を整備しています。

施策の方向

- 海外から帰国した幼児や外国籍の幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児が円滑な教育・保育等を利用できるよう、保護者や教育・保育施設等に対し支援を行います。
- 日本語の理解が十分でない外国籍等の児童生徒に対し、日本語の習得や支援のために、小・中学校に指導員を配置します。
- 日本語を母語としない子どもへの学習支援を行う団体を支援します。
- 外国籍等の保護者からの子育てに関する相談に応じられるよう、外国語に対応できる職員体制を整えるほか、生活全般に関する相談窓口を整備します。

主な取組・事業

- ◇外国の文化・習慣等に配慮した教育・保育の実施
- ◇日本語指導職員派遣
- ◇市民による通訳翻訳ボランティア制度の運営
- ◇ハローコーナーなどの相談体制の充実



基本目標4 子育てを応援する環境づくり

1. 仕事と子育ての調和の推進

現状と課題

- ゆとりを持って子育てを行うためには、仕事と生活のバランスがとれるよう「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を進めていくことが重要です。
- 平成30年度実施のアンケート調査では、子育てと仕事を両立するために職場で必要なこととして、「子どもが病気やけがのときなどに休暇がとれる制度」、「出産・育児などのため会社を辞めた女性を再雇用する制度（再雇用制度）」、「男女ともに子育てと仕事が両立しやすいように、企業（職場）内で子育てへの理解を広めていくこと」の割合が高くなっています。
- 仕事と子育ての両立支援は、女性の働き方のみでなく、男性の働き方の見直しがより重要であり、すべての人が仕事と家庭に生きがいをもてるよう多様な働き方の選択や職場優先の意識を見直す必要があります。
- 市では、男女共同参画推進センターの事業として、男女共同参画社会に関する講座を実施して意識啓発に努めていますが、引き続き、男女が共同して子育てなどの家庭生活に参画できる環境づくりを推進する必要があります。

施策の方向

(1) 多様な働き方の見直しに係る啓発

- 市内の企業や市民に向けて、ワーク・ライフ・バランスの認識を深めるよう普及啓発に努めます。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主の行動計画策定について、啓発を行います。
- 男性の育児参加の社会的気運を高めることを目的として国が実施しているイクメンプロジェクトについて普及啓発を行います。

主な取組・事業

- ◇ワーク・ライフ・バランスの働きかけ
- ◇イクメンプロジェクトの普及啓発

(2) 男女共同参画の意識づくり

○男女共同参画社会に関する各種講座の実施や、意識啓発のための情報紙の発行等を通じて意識啓発に努めます。

主な取組・事業

- ◇男女共同参画推進センターでの各種講座の実施
- ◇男女共同参画情報紙「デュエット」の発行

(3) 子育てを応援する企業の啓発

○仕事と育児・介護の両立支援等に取り組む企業や、子育てを応援する企業に関する情報提供や啓発活動を行います。

主な取組・事業

- ◇子育てを応援する企業についての情報提供

(4) 就労支援と再就職のための支援

○結婚・出産・育児などを理由に離職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、情報提供や相談事業を実施します。

主な取組・事業

- ◇就労支援と再就職のための情報提供



2. 安全で子育てしやすい生活環境の整備

現状と課題

- 都市化や地域社会の希薄化の中で、子どもが犯罪に巻き込まれる事件も多発し、学校における安全管理体制の整備や防犯教育の充実、子どもの安全を地域全体で見守る体制の整備などが求められています。
- 市では、不審者対策として関係機関（児童相談所、警察、桶川市・伊奈町教育委員会）と連携して情報の共有・協議などを進めています。また、PTA本部や各学校が、地域内の協力者に依頼して市内約1,800か所に「こども110番の家」を設置しているほか、小学校の下校時間帯に、自主防犯ボランティアなどによる防犯パトロールを実施し、子どもたちの安全確保に努めています。
- 地域やPTAなどから推薦された少年補導委員が「愛のひと声」を合言葉に街頭補導活動を定期的実施し、非行の未然防止に取り組んでいます。
- 子どもの交通事故防止に向け、市内各小学校、幼稚園等へ出向き、歩行に必要なルールやマナーの指導、自転車の点検方法や乗り方について指導を実施しています。また、道路反射鏡、道路照明灯の設置や区画線標示等の交通安全施設を整備し、交通事故防止を図っています。
- 地域で安心して子どもが遊べ、子育てができる環境づくり、子どもの非行防止に向け、関係機関や地域が連携して見守り、活動に取り組む体制づくりを引き続き推進していく必要があります。

施策の方向

(1) 安全な地域環境の整備

- 子どもや子ども連れの親等が安心して安全に通行することができるよう、信号機や横断歩道の設置などを関係機関に要望します。
- 大規模災害等の発生に備え、子どもを含めた要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を推進します。
- 避難誘導にあたり、地域の自主防災組織の協力が不可欠なため、自主防災組織の育成と連携を図ります。

主な取組・事業

- ◇交通安全施設の整備
- ◇子どもを含めた要配慮者の支援

(2) 交通安全教育の推進

- 市内各小学校、幼稚園等へ出向き、歩行に必要なルールやマナー、自転車の乗り方などの交通安全教育を充実します。

主な取組・事業

- ◇交通安全教育

(3) 子どもの安全・防犯対策の推進

- 小学校の下校時間帯に防犯パトロールを実施し、子どもたちの安全確保に努めるとともに、自主防犯ボランティアの支援に努めます。
- 子どもが不審者から逃げ込む場所として、地域内の協力者に依頼し「こども 110 番の家」の設置と普及啓発を進めます。
- 不審者情報、青少年の健全育成等に係るネットワークによる情報連携の一層の充実を図ります。

主な取組・事業

- ◇学校防犯パトロール
- ◇「こども 110 番の家」等緊急避難場所の設置

(4) 住環境の整備とユニバーサルデザインの推進

- 上尾市都市計画マスタープラン等との連携を図りつつ、子育てに配慮した住環境の整備を推進していきます。
- 子どもが安心して遊ぶことができる身近な公園を整備します。公園施設は、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入を図り、幼児、高齢者、障害者を含めて誰もが安心、快適に利用できる公園づくりを推進します。

主な取組・事業

- ◇子育てに配慮した住環境の整備
- ◇街区公園整備
- ◇都市公園管理運営

3. 子育て家庭への経済的支援

現状と課題

- 安心して子育てをしていくためには、経済的な安定が不可欠です。近年の経済・雇用情勢の悪化の中で、経済的格差が問題となり、中でもひとり親家庭の多くが生活面や経済面で不安を抱えています。
- 市では、ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の支給、障害のある子どもや家庭への支援を実施していますが、地域で自立した生活ができるよう支援を充実していく必要があります。

施策の方向

(1) 経済的支援の充実

- 中学校卒業までの子どもを養育する人に対して、児童手当やこども医療費を支給し、制度の周知を図ります。
- 就学援助制度について、学校などの関係機関と連携し、広報媒体を活用しながら、制度の周知徹底を図り、経済的理由により就学が困難と認められる多くの小・中学生の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助します。

主な取組・事業

- ◇児童手当支給事業
- ◇こども医療費支給事業
- ◇就学援助制度【再掲】

(2) ひとり親家庭等への支援

- ひとり親家庭の自立を促進するため、経済的基盤の確立に向けた支援及び相談指導体制の充実を図ります。また、手当支給制度等の支援の周知を図ります。【再掲】
- ひとり親相談を実施するとともに、自立に必要な情報提供及び指導を行う母子・父子自立支援員を配置します。【再掲】

主な取組・事業

- ◇児童扶養手当支給事業【再掲】
- ◇ひとり親家庭等医療費支給事業
- ◇ひとり親家庭児童等への放課後児童クラブ（学童保育所）保育料の補助
- ◇ひとり親家庭の自立支援のための助成事業【再掲】
（教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給）
- ◇相談支援体制の充実
- ◇交通遺児手当支給事業

（3）障害のある子ども及び家庭への支援

○心身に障害を持つ20歳未満の子どもを養育している人への特別児童扶養手当支給、20歳未満の心身に障害のある人への障害児福祉手当支給、心身に重度の障害を持つ子どもへの重度心身障害者福祉手当や重度心身障害者医療費の支給、18歳未満で身体に障害がある子どもへの育成医療給付を行うとともに、制度の周知に努めます。

主な取組・事業

- ◇特別児童扶養手当支給事業
- ◇障害児福祉手当支給事業
- ◇重度心身障害者福祉手当
- ◇重度心身障害者医療費支給事業
- ◇育成医療給付事業



第5章 量の見込みと確保方策【中間年の見直し】

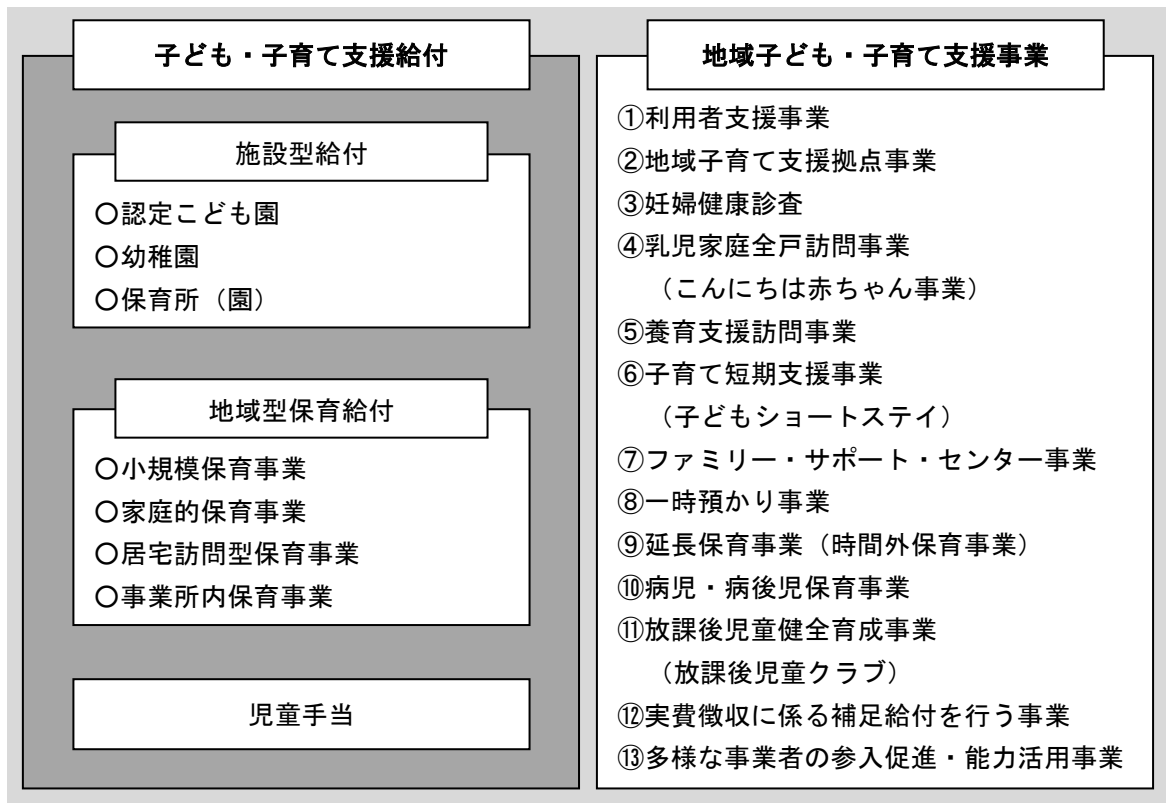


第5章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

■子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



1. 教育・保育提供区域の考え方

本市においては、児童人口の推計等や市の教育・保育の現状分析をもとに、国による区域設定の諸条件等を勘案した結果、教育・保育の提供区域については6つの行政区域ごと、地域子ども・子育て支援事業については、全市を1区域として設定し、児童数の推移や保育サービスのニーズを見極めながら必要な「量の見込み」や「確保方策」を定めます。

■本市における教育・保育提供区域

	区分／施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	○幼稚園 ○保育所（園） ○認定こども園	6区域
	地域型保育事業	○小規模保育事業 ○家庭的保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○事業所内保育事業	6区域
地域子ども・子育て支援事業計画	①利用者支援事業		全市域
	②地域子育て支援拠点事業		全市域
	③妊婦健康診査		全市域
	④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		全市域
	⑤養育支援訪問事業		全市域
	⑥子育て短期支援事業（子どもショートステイ）		全市域
	⑦ファミリー・サポート・センター事業		全市域
	⑧一時預かり事業		全市域
	⑨延長保育事業（時間外保育事業）		全市域
	⑩病児・病後児保育事業		全市域
	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		全市域 (小学校区)
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業		全市域
	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業		全市域

2. 量の見込みについて

市内に居住する0～5歳の子どもについて、現在の幼稚園、保育所（園）、認定こども園の利用状況に利用希望を加味し、令和2年度から令和6年度までの学校教育・保育の量の見込みを設定します。また、国の定める以下の3つの区分ごとに見込み量を設定します。

■認定区分と提供施設

認定区分	年齢	認定要件	提供施設
1号	3～5歳	幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園
3号	0～2歳	保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

3. 提供体制の確保の内容及びその実施時期

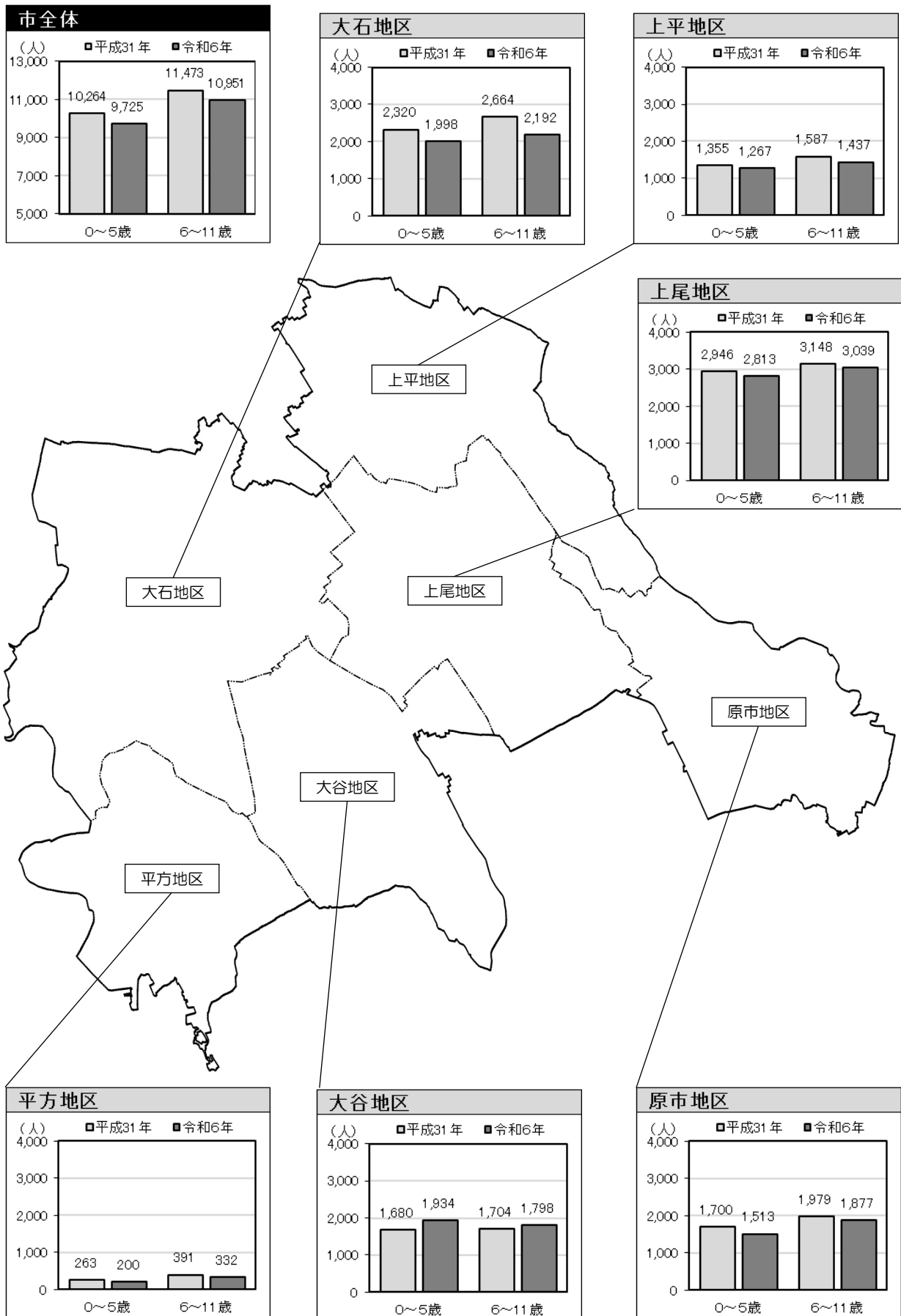
市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期）」を設定し、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

- ①教育・保育事業
- ②地域型保育事業
- ③地域子ども・子育て支援事業

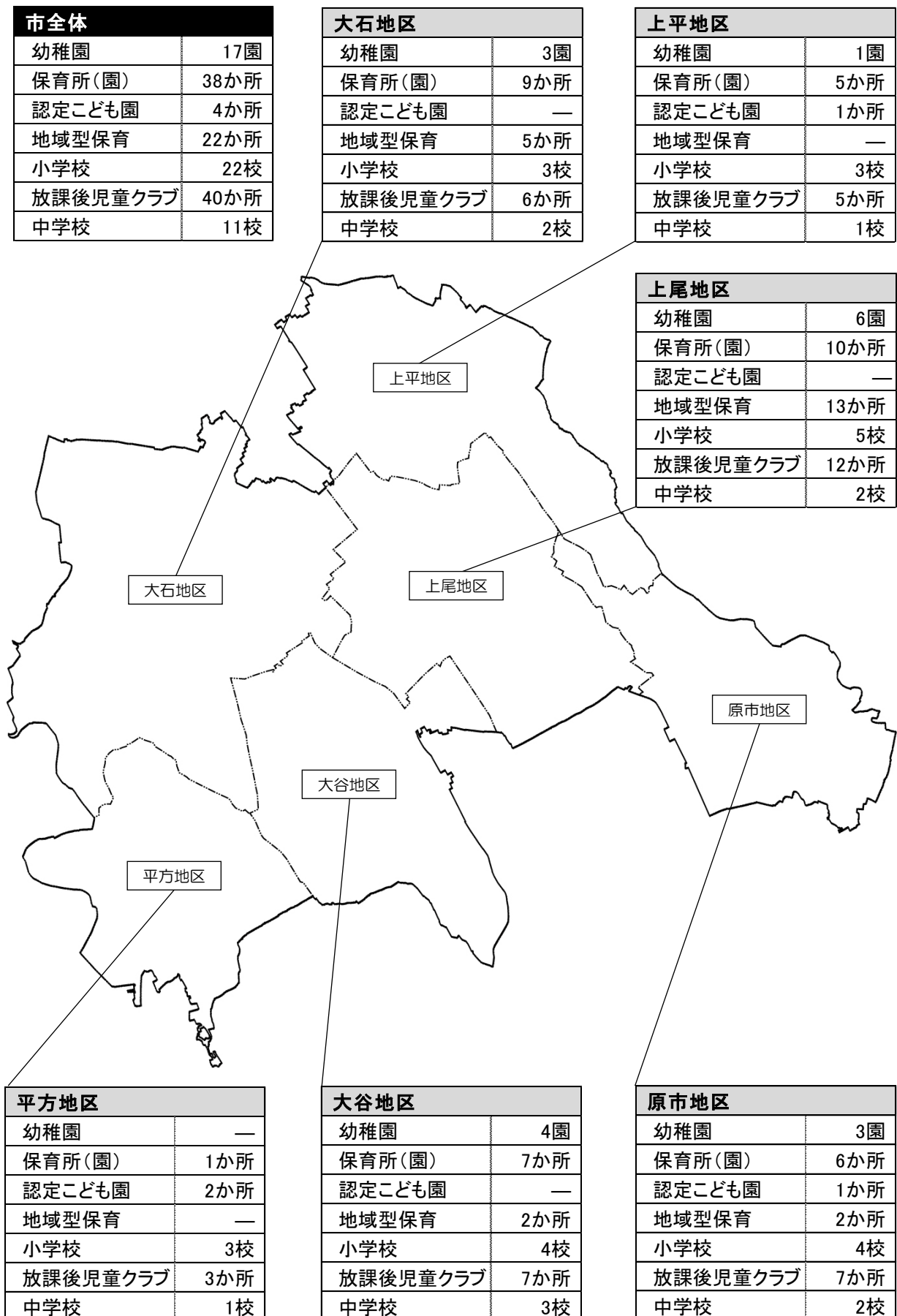
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園の設置数やあり方、設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関することなどについては、第4章の関連する施策・事業において示した内容を推進します。

■ 地区別の0～11歳児童人口の推計



■地区別の幼稚園・保育所（園）、認定こども園・学校等の状況（令和5年3月現在）



第2節 教育・保育の量の見込み及び確保方策等

■提供施設

教育	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園（幼稚園機能）
保育	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所（園） ・認定こども園（保育所機能） ・地域型保育事業 （小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

■提供対象者

教育	<ul style="list-style-type: none"> ・1号認定の子ども（満3歳以上の教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども） ※2号認定を受けた子どもでも、幼稚園の利用を希望する場合は1号認定へ変更可
保育	<ul style="list-style-type: none"> ・2号認定の子ども（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども） ・3号認定の子ども（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども） ※地域型保育給付は3号認定のみ

■事業内容

教育	満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。1日4時間を標準に預かります。
保育	保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要で2号、3号認定を受けた子どもを預かり、保育を行います。

■確保方策の内容

見込み量に対して、幼稚園については、定員数が量の見込みを上回っています。保育所（園）については、認可保育所（園）の整備や認定こども園への移行を中心とし、増加が予想される0・1・2歳児のニーズに対しては、認可保育所（園）での受け入れ枠の拡大及び地域型保育事業による対応を図ります。

■提供量の見込み及び確保方策

＜市全域＞

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		3,762	2,049	265	1,398	3,594	2,077	272	1,426
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	584	2,017	257	988	830	2,089	269	1,024
	特定地域型保育事業	/	/	77	322	/	/	77	322
	認可外保育施設	/	19	7	20	/	19	7	20
	確認を受けない幼稚園	3,939	/	/	/	3,693	/	/	/
	市外施設利用	12	28	3	13	12	28	3	13
	計	4,535	2,064	344	1,343	4,535	2,136	356	1,379
②-①		773	15	79	-55	941	59	84	-47

		令和4年度				令和5年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		3,413	2,089	279	1,458	3,281	2,125	323	1,465
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	830	2,017	265	1,005	830	2,113	287	1,062
	特定地域型保育事業	/	/	77	322	/	/	77	322
	認可外保育施設	/	19	7	20	/	19	7	20
	確認を受けない幼稚園	3,693	/	/	/	3,693	/	/	/
	市外施設利用	12	28	3	13	12	28	3	13
	計	4,535	2,064	352	1,360	4,535	2,160	374	1,417
②-①		1,122	-25	73	-98	1,254	35	51	-48

		令和6年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育
①量の見込み		3,200	2,190	321	1,455
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	830	2,170	289	1,083
	特定地域型保育事業	/	/	80	338
	認可外保育施設	/	19	7	20
	確認を受けない幼稚園	3,693	/	/	/
	市外施設利用	12	28	3	14
	計	4,535	2,217	379	1,455
②-①		1,335	27	58	0

<上尾地区>

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度			
		1号		3号		1号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		1,080	588	76	401	1,032	596	78	409
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	168	579	74	284	238	600	77	294
	特定地域型保育事業	/	/	22	92	/	/	22	92
	認可外保育施設	/	5	2	6	/	5	2	6
	確認を受けない幼稚園	1,131	/	/	/	1,060	/	/	/
	市外施設利用	3	8	1	4	3	8	1	4
	計	1,302	592	99	386	1,301	613	102	396
②-①		222	4	23	-15	269	17	24	-13

		令和4年度				令和5年度			
		1号		3号		1号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		980	600	80	418	942	610	93	420
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	238	579	76	289	238	606	82	305
	特定地域型保育事業	/	/	22	92	/	/	22	92
	認可外保育施設	/	5	2	6	/	5	2	6
	確認を受けない幼稚園	1,060	/	/	/	1,060	/	/	/
	市外施設利用	3	8	1	4	3	8	1	4
	計	1,301	592	101	391	1,301	619	107	407
②-①		321	-8	21	-27	359	9	14	-13

		令和6年度			
		1号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育
①量の見込み		919	629	92	418
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	238	623	83	311
	特定地域型保育事業	/	/	23	97
	認可外保育施設	/	5	2	6
	確認を受けない幼稚園	1,060	/	/	/
	市外施設利用	3	8	1	4
	計	1,301	636	109	418
②-①		382	7	17	0

＜平方地区＞

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		96	53	7	36	92	53	7	37
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	15	52	7	25	21	53	7	26
	特定地域型保育事業	/	/	2	8	/	/	2	8
	認可外保育施設	/	1	0	0	/	1	0	0
	確認を受けない幼稚園	101	/	/	/	95	/	/	/
	市外施設利用	0	1	0	0	0	1	0	0
	計	116	54	9	33	116	55	9	34
②-①		20	1	2	-3	24	2	2	-3

		令和4年度				令和5年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		87	53	7	37	84	54	8	38
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	21	52	7	26	21	55	7	27
	特定地域型保育事業	/	/	2	8	/	/	2	8
	認可外保育施設	/	1	0	0	/	1	0	0
	確認を受けない幼稚園	95	/	/	/	95	/	/	/
	市外施設利用	0	1	0	0	0	1	0	0
	計	116	54	9	34	116	57	9	35
②-①		29	1	2	-3	32	3	1	-3

		令和6年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育
①量の見込み		82	56	8	37
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	21	56	8	28
	特定地域型保育事業	/	/	2	9
	認可外保育施設	/	1	0	0
	確認を受けない幼稚園	95	/	/	/
	市外施設利用	0	1	0	1
	計	116	58	10	38
②-①		34	2	2	1

<原市地区>

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度			
		1号		3号		1号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		623	339	44	231	595	344	45	236
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	97	334	42	164	137	346	45	170
	特定地域型保育事業	/	/	13	53	/	/	13	53
	認可外保育施設	/	3	1	3	/	3	1	3
	確認を受けない幼稚園	652	/	/	/	612	/	/	/
	市外施設利用	2	5	0	2	2	5	0	2
	計	751	342	56	222	751	354	59	228
②-①		128	3	12	-9	156	10	14	-8

		令和4年度				令和5年度			
		1号		3号		1号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		565	346	46	242	543	352	53	243
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	137	334	44	166	137	350	48	176
	特定地域型保育事業	/	/	13	53	/	/	13	53
	認可外保育施設	/	3	1	3	/	3	1	3
	確認を受けない幼稚園	612	/	/	/	612	/	/	/
	市外施設利用	2	5	0	2	2	5	0	2
	計	751	342	58	224	751	358	62	234
②-①		186	-4	12	-18	208	6	9	-9

		令和6年度			
		1号		3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育
①量の見込み		530	363	54	241
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	137	359	48	179
	特定地域型保育事業	/	/	13	56
	認可外保育施設	/	3	1	3
	確認を受けない幼稚園	612	/	/	/
	市外施設利用	2	5	0	2
	計	751	367	62	240
②-①		221	4	8	-1

＜大石地区＞

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		850	463	60	316	813	470	61	322
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	132	456	58	223	188	472	61	231
	特定地域型保育事業	/	/	17	73	/	/	17	73
	認可外保育施設	/	4	2	5	/	4	2	5
	確認を受けない幼稚園	890	/	/	/	835	/	/	/
	市外施設利用	3	6	1	3	3	6	1	3
	計	1,025	466	78	304	1,026	482	81	312
②-①		175	3	18	-12	213	12	20	-10

		令和4年度				令和5年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		771	472	63	330	742	480	73	331
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	188	456	60	227	188	477	65	240
	特定地域型保育事業	/	/	17	73	/	/	17	73
	認可外保育施設	/	4	2	5	/	4	2	5
	確認を受けない幼稚園	835	/	/	/	835	/	/	/
	市外施設利用	3	6	1	3	3	6	1	3
	計	1,026	466	80	308	1,026	487	85	321
②-①		255	-6	17	-22	284	7	12	-10

		令和6年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育
①量の見込み		723	495	72	329
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	188	491	65	245
	特定地域型保育事業	/	/	18	76
	認可外保育施設	/	4	2	5
	確認を受けない幼稚園	835	/	/	/
	市外施設利用	3	6	1	3
	計	1,026	501	86	329
②-①		303	6	14	0

<上平地区>

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		497	270	35	185	474	274	36	188
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	77	266	34	130	110	276	35	135
	特定地域型保育事業	/	/	10	43	/	/	10	43
	認可外保育施設	/	3	1	3	/	3	1	3
	確認を受けない幼稚園	520	/	/	/	487	/	/	/
	市外施設利用	2	4	0	2	2	4	0	2
	計	599	273	45	178	599	283	46	183
②-①		102	3	10	-7	125	9	10	-5

		令和4年度				令和5年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		451	276	37	192	433	281	43	193
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	110	266	35	133	110	279	38	140
	特定地域型保育事業	/	/	10	43	/	/	10	43
	認可外保育施設	/	3	1	3	/	3	1	3
	確認を受けない幼稚園	487	/	/	/	487	/	/	/
	市外施設利用	2	4	0	2	2	4	0	2
	計	599	273	46	181	599	286	49	188
②-①		148	-3	9	-11	166	5	6	-5

		令和6年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育
①量の見込み		422	289	42	192
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	110	286	38	143
	特定地域型保育事業	/	/	11	45
	認可外保育施設	/	3	1	3
	確認を受けない幼稚園	487	/	/	/
	市外施設利用	2	4	0	2
	計	599	293	50	193
②-①		177	4	8	1

<大谷地区>

(単位：人)

		令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		616	336	43	229	588	340	45	234
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	95	330	42	162	136	342	44	168
	特定地域型保育事業	/	/	13	53	/	/	13	53
	認可外保育施設	/	3	1	3	/	3	1	3
	確認を受けない幼稚園	645	/	/	/	604	/	/	/
	市外施設利用	2	4	1	2	2	4	1	2
	計	742	337	57	220	742	349	59	226
②-①		126	1	14	-9	154	9	14	-8

		令和4年度				令和5年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育
①量の見込み		559	342	46	239	537	348	53	240
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	136	330	43	164	136	346	47	174
	特定地域型保育事業	/	/	13	53	/	/	13	53
	認可外保育施設	/	3	1	3	/	3	1	3
	確認を受けない幼稚園	604	/	/	/	604	/	/	/
	市外施設利用	2	4	1	2	2	4	1	2
	計	742	337	58	222	742	353	62	232
②-①		183	-5	12	-17	205	5	9	-8

		令和6年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
		教育	保育	保育	保育
①量の見込み		524	358	53	238
②確保の方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	136	355	47	177
	特定地域型保育事業	/	/	13	55
	認可外保育施設	/	3	1	3
	確認を受けない幼稚園	604	/	/	/
	市外施設利用	2	4	1	2
	計	742	362	62	237
②-①		218	4	9	-1

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等

1. 利用者支援事業

担当課：子ども支援課、保育課、健康増進課

■事業内容

就学前児童及び就学児童とその保護者又は妊婦に対し、教育・保育・保健その他の子育て支援を適切に選択し、円滑に利用することができるよう、情報集約や提供などによる支援を行います。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位：か所)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	基本型	①量の見込み	3	3	3	4	4
		②確保方策	3	3	3	4	4
	母子保健型	①量の見込み	2	2	2	2	2
		②確保方策	2	2	2	2	2

■確保方策の内容

市の子ども支援課、保育課、健康増進課において、多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるようにします。

2. 地域子育て支援拠点事業

担当課：子ども支援課

■事業内容

乳幼児とその保護者を対象に、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人回/月)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	3,985	4,036	4,088	2,031	2,351
	②確保方策	13か所	13か所	13か所	13か所	13か所

■確保方策の内容

ニーズの増加に対しては現状の施設（おおむね中学校区に1か所で全13か所）で対応が可能であり、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう体制強化を図ります。

3. 妊婦健康診査

担当課：健康増進課

■事業内容

妊婦に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付します。14回分の妊婦健康診査（妊婦健康診査助成券に記載された検査項目のみ対象）の費用を一部助成します。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	1,506	1,501	1,492	1,483	1,474
	②確保方策	市内外の産科医療機関、助産院にて実施				

■確保方策の内容

市が委託している市内外の産科医療機関（埼玉県内のほとんどの医療機関）、助産院と連携し、適正な受診に努めます。契約医療機関以外で受けた方については、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

4. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

担当課：健康増進課

■事業内容

生後4か月までの乳児がいる家庭に、こんにちは赤ちゃん訪問員が訪問し、育児に関することなど母親の相談に応じたり、子育て支援サービスの情報提供などを行います。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	1,341	1,337	1,333	1,325	1,317
	②確保方策	こんにちは赤ちゃん訪問員による家庭訪問を実施				

■確保方策の内容

こんにちは赤ちゃん訪問員による家庭訪問を実施し、訪問実施率の向上を図るとともに、保健師が相談に対応し必要な支援につなげるなど継続的な支援に努めます。

5. 養育支援訪問事業

担当課：子ども・若者相談センター

■事業内容

産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭等、養育支援が特に必要な家庭に保健師等が訪問し、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	13	13	13	13	13
	②確保方策	保健師等による訪問を実施				

■確保方策の内容

保健師等による訪問を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。量の見込みについては、妊娠期からの支援を充実し、支援が必要となる子どもを見逃さない方向で推進します。

6. 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

担当課：子ども支援課

■事業内容

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・仕事や冠婚葬祭などの理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育を行います。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	20	20	20	19	19
	②確保方策	20	20	20	19	19
	②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

市内及び近隣市町の施設と協力し、利用しやすい体制を整備します。

7. ファミリー・サポート・センター事業

担当課：子ども支援課

■事業内容

生後4か月から小学生までの子どもがいる家庭に対し、あげおファミリー・サポート・センター事務局において、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）が会員登録をし、提供会員が依頼会員に対して子どもの預かり等、育児の手助けを行います。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人日/年)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	就学児童	1,742	1,904	2,080	1,171	1,160
		就学前児童	1,708	1,867	2,040	810	807
		計	3,450	3,771	4,120	1,981	1,967
	②確保方策		3,450	3,771	4,120	1,981	1,967
	②-①		0	0	0	0	0

■確保方策の内容

量の見込みに対応したサービスの提供を図るため、提供会員又は両方会員（依頼会員と提供会員の両方への登録者）の確保に努め、事業についての周知を図ります。

8. 一時預かり事業

担当課：保育課

■事業内容

家庭で一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を対象に、主として昼間において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の児童関係施設で一時的な預かりを行います。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人日/年)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	幼稚園	①量の見込み	4,952	5,051	5,152	3,378	3,446
		②確保方策	4,952	5,051	5,152	3,378	3,446
		②-①	0	0	0	0	0
	幼稚園以外	①量の見込み	9,083	9,583	9,583	9,583	9,583
		②確保方策	9,083	9,583	9,583	9,583	9,583
		②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

ニーズの見込みに対しては既存施設で対応するとともに、実情に応じて既存施設での定員拡大や新たな施設での実施に取り組みます。

9. 延長保育事業（時間外保育事業）

担当課：保育課

■事業内容

保育所（園）を利用している児童とその保護者を対象に、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所（園）での保育時間を延長して児童の預かりを行います。

■提供量の見込み及び確保方策

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	2,264	2,303	2,334	2,364	2,402
	②確保方策	2,264	2,303	2,334	2,364	2,402
	②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

保護者の延長保育のニーズに対応するとともに、新設の保育所（園）等における延長保育の実施の推進に努めます。

10. 病児・病後児保育事業

担当課：保育課

■事業内容

子どもが病気又は病気回復期のため、集団保育等が困難な時期に一時的に預かり、病院や保育所等に付設された保育室において看護師・保育士等が、保護者にかわり看護・保育を行います。

■提供量の見込み及び確保方策

（単位：人日/年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	1,113	1,134	1,155	1,179	1,210
	②確保方策	1,113	1,134	1,155	1,179	1,210
	②-①	0	0	0	0	0

■確保方策の内容

子どもの病気等の急変等による緊急対応に備えるため、市内4か所の保育室において実施します。市内の施設のバランスに配慮し、新たな施設の整備についても検討します。また、病児・病後児保育の利用のしかたについて、保護者への周知を図ります。

11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

担当課：青少年課

■事業内容

親が共働きである世帯など、留守が多い世帯の小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、子どもの健全育成を図ります。

■提供量の見込み及び確保方策

(単位：人)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全体	①量の見込み	1年生	577	611	637	654	657
		2年生	510	541	572	597	612
		3年生	436	445	472	499	521
		4年生	294	295	294	303	312
		5年生	165	165	166	165	170
		6年生	85	87	87	87	87
		計	2,067	2,144	2,228	2,305	2,359
	②確保方策		2,347	2,347	2,347	2,347	2,387
②－①		280	203	119	42	28	

■確保方策の内容

令和元年10月1日現在、市内38か所(42クラス)において実施し、見込み量に対する提供体制は確保されていますが、各学校区について毎年ニーズを把握し、足りていない小学校区に対しては必要な施設整備を進めます。

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当課：保育課

■提供対象者

教育・保育事業利用者のうち、一定の所得条件を満たす世帯

■事業内容

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や給食費又は行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成します。

13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

担当課：保育課

■提供対象者

教育・保育事業を提供する事業所、幼児教育・保育の無償化の給付の対象とならない施設のうち、一定の要件を満たす施設を利用する満3歳以上の幼児のいる世帯

■事業内容

民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業を実施します。

また、無償化の対象外で一定の要件を満たす施設に幼児を通園させており、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者に対し、経済的負担軽減を図るため、利用料の一部を補助します。

第6章 計画の推進



第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

1. 家庭

子育てにおける家庭の役割は重要であり、親や家族が互いに協力して、愛情を持って温かく見守り、心身の健康と安全を守るとともに、思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図ることが必要です。また、地域の人々や団体、子育て仲間と協力しながら親自身も子育ての中で成長していくことが期待されます。

2. 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校

幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校は、子どもが成長する過程で、人との関わりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場であることから、家庭や地域との連携を深めながら、多様な体験を通じて子どもの生きる力を育む教育の推進に努めることが期待されます。

3. 地域

地域はそこに住むすべての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。このため、子育て支援に関わる各種団体や関係機関が連携して、地域の子育て中の家庭を支援し、子どもたちを地域のなかで見守ることが期待されます。

4. 企業等

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている就労者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備・制度の検討などを積極的に推進し、子育てにやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが期待されます。

5. 行政

行政は市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業に取り組んでいくことが責務であることから、十分な情報収集や情報発信を行うとともに、整合性を持って取組が進められるよう子育てに関わる諸機関及び各担当課との連携を図り、地域の実情に依りて効果的な施策の推進を図ります。

第2節 計画の進行管理

計画の実現のため、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証を行います。

年度ごとに実施状況や事業の進捗状況の把握・評価を行った結果については、ホームページ等を通じて公表していきます。

資料編



資料編

第1節 策定の経過

年 月 日	内 容
平成30年 10月24日	平成30年度第2回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 上尾市子ども・子育て支援事業計画(第2期)策定について (2) ニーズ調査について
11月5日	平成30年度第3回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) ニーズ調査票について
11月30日～ 12月21日	上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査 内容: 市内在住の就学前及び就学児の保護者、13～49歳の市民に配布回収
平成31年 2月12日	平成30年度第4回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定(変更)について (報告事項)「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」集計速報
令和元年 7月9日	上尾市子ども・子育て会議委員委嘱式 平成31年度第1回上尾市子ども・子育て会議 次期上尾市子ども・子育て支援事業計画の策定について(諮問) 議題(1) 平成30年度上尾市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について (2) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画の策定について (3) 幼児教育・保育の無償化について (4) その他
8月28日	平成31年度第2回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について (2) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (3) その他
10月11日	平成31年度第3回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 量の見込みについて (3) その他
11月20日	平成31年度第4回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) パブリックコメントの実施について (3) その他
12月2日～ 12月27日	パブリックコメントの実施
令和2年 1月28日	平成31年度第5回上尾市子ども・子育て会議 議題(1) 第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 答申について (3) 特定地域型保育事業所の利用定員の設定について
1月30日	市長へ答申

第2節 上尾市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づき、上尾市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

2 前項に定めるもののほか、子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(次号及び第6号において単に「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 子ども・子育て支援に関係する団体を代表する者
- (7) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(平26条例1・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(上尾市保育審議会条例の廃止)

2 上尾市保育審議会条例(昭和52年上尾市条例第20号)は、廃止する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第3節 上尾市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

No.	氏名	所属機関等	枠
1	浦和 三郎 新藤 孝子	市議会議員・健康福祉常任委員会委員長 (～令和元年12月) 市議会議員・健康福祉常任委員会委員長 (令和2年1月～)	1号 (市議会)
2	戸野部 直乃	市議会議員・健康福祉常任委員会副委員長	1号 (市議会)
3	大西 早苗 伊藤 由美子	私立幼稚園保護者 (～平成31年3月) 私立幼稚園保護者 (平成31年4月～)	2号 (保護者)
4	内藤 友里	上尾市小規模保育園連絡協議会 保護者	2号 (保護者)
5	入野 麻希	市立保育所保護者会連合会 (杉の子連合会) 事務局長	2号 (保護者)
6	松本 慶多 遠山 貴洋	上尾市PTA連合会副会長 (～平成31年3月) 上尾市PTA連合会副会長 (平成31年4月～)	2号 (保護者)
7	野村 和広 吉田 雄二	連合埼玉県央地域協議会事務局長 (～令和元年9月) 連合埼玉県央地域協議会事務局長 (令和元年10月～)	3号 (労働者)
8	外石 馨	上尾市小規模保育園連絡協議会 会長	4号 (従事者)
9	萩原 和也	NPO法人あげお学童クラブの会 事務局長	4号 (従事者)
10	久芳 敬裕	株式会社こどもの森 会長 上尾私立保育園施設運営法人の長	4号 (従事者)
11	鈴木 玲子	NPO法人彩の子ネットワーク 共同代表・理事	4号 (従事者)
12	大川原 恵子	上尾市社会福祉協議会在宅福祉課支援係 係長	4号 (従事者)
13	○田中 元三郎	上尾市私立幼稚園認定子ども園協会 会長	4号 (従事者)
14	◎中村 磐男	聖学院大学 名誉教授	5号 (学識)
15	土屋 正男 城所 典子	上尾市青少年育成連合会会長 (～平成31年3月) 上尾市青少年育成連合会副会長 (平成31年4月～)	6号 (関係団体)
16	大場 玲子	上尾市民生委員・児童委員協議会連合会 主任児童委員連絡会代表	6号 (関係団体)
17	広瀬 正幸 西川 達男	埼玉県中央児童相談所所長 (～平成31年3月) 埼玉県中央児童相談所所長 (平成31年4月～)	7号 (行政機関)
18	三角 正敏 小林 斗志子	上尾市立小学校校長会中央小学校校長 (～平成31年3月) 上尾市立小学校校長会原市南小学校校長 (平成31年4月～)	7号 (行政機関)

◎会長 ○副会長

第4節 上尾市子ども憲章

平成15年10月1日制定

わたしたちは自然・伝統・文化を大切に、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。

第5節 用語解説

あ行

○イクメン

「子育てする男性（メンズ）」の略語。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を申請する」「育児を趣味と言ってはばからない」など、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を指す。実際には、育児に積極的に参加できていなくても、将来的にそうありたいと願う男性も含まれる。

か行

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他さまざまなスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名（補助者ありの場合）以下。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設）・保育所（園）のこと。

○居宅訪問型保育事業

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

○合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数。

○子育て世代包括支援センター

助産師等の資格を持つ専任のコーディネーターが、妊娠中の生活や生まれたばかりの子どものお世話のこと、子育てに関する相談に応じ、関係機関と連携しながらサポートする拠点のこと。

○子ども・子育て関連3法

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

○子ども・子育て支援法第 61 条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○コーホート変化率法

コーホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○コミュニティ・スクール

公立学校と保護者、地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むための制度（学校運営協議会制度）。協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が各学校に設置する。主な役割は「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」の3つ。

さ行

○事業所内保育事業

企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。

○次世代育成支援対策推進法

平成 17 年4月から平成 27 年3月までの 10 年間の時限立法とされていたが、有効期限が令和7年3月まで 10 年間延長された。

○施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

○小規模保育事業

小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。

A型	定員6～19人 保育士はすべて有資格者
B型	定員6～19人 保育士は1／2以上が有資格者
C型	定員6～10人 家庭的保育者が保育

○スクールカウンセラー

埼玉県では、児童生徒の心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者を埼玉県スクールカウンセラーとして任用している。公立小・中・高等学校などに派遣され、教職員への助言・援助や児童生徒・保護者への支援及びカウンセリングを主な業務とする。

○スクールソーシャルワーカー

埼玉県では、教育分野と社会福祉等の専門的な知識を有する者をスクールソーシャルワーカーとして任用している。小・中学校の校長からの依頼や上尾市教育委員会が必要と認める場合などに派遣を行う。主な業務は、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築・連携、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者や生徒への支援など。

た行

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育園のこと。

○特定地域型保育

市が、地域型保育給付費の対象と「確認」する地域型保育事業者から受ける地域型保育のこと。

は行

○母子保健推進員

市町村長から親子の健やかな暮らしを支えるために委嘱を受けた住民の代表。住民の目線で親子に寄り添い、子育てをサポートし、住民と行政、住民と専門職をつなぐパイプ役として活動する。

○不育

習慣性流産や早産などのため、妊娠はするが胎児を育てきれない状態。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行編集 上尾市 子ども未来部 子ども支援課

〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

TEL：048-783-4962

FAX：048-774-5342

あなたにほんきをあくるまち



上尾市

